

会議録

平成 27 年第 3 回更別村議会定例会

- 1 開催年月日 平成 27 年 9 月 10 日
- 2 招集の場所 更別村役場 3 階議事堂
- 3 開会・開議 9 月 10 日 10 時 00 分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (8 名)

議 長 松橋昌和

副議長 本多芳宏

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 安村 敏博 | 2 太田 綱基 | 3 高木 修一 |
| 4 織田 忠司 | 5 上田 幸彦 | 6 村瀬 泰伸 |

- 6 地方自治法第 121 条の規定による説明員

村	長 西山 猛	副	村	長 森 稔宏
教 育	長 荻原 正	代 表 監 査 委 員		笠原幸宏
農 業 委 員 会 長	織田忠司	会 計 管 理 者		金曾隆雄
総 務 課 長	吉本正美	企 画 政 策 課 長		高橋祐二
産 業 課 長	本内秀明	住 民 生 活 課 長		宮永博和
建 設 水 道 課 長	佐藤成芳	保 健 福 祉 課 長		安部昭彦
診 療 所 事 務 長	佐藤敬貴	教 育 次 長		新関 保
農業委員会事務局長	小林浩二			

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 末田晃啓 書記 酒井智寛 小野山果菜

- 8 議事日程

日程第 1	会議録署名議員指名の件
日程第 2 認定第 1 号	平成26年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 3 認定第 2 号	平成26年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 4 認定第 3 号	平成26年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 5 認定第 4 号	平成26年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 6 認定第 5 号	平成26年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 7 認定第 6 号	平成26年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

9 会議録署名議員の指定

議長は会議録署名の指定に次の2名を指名した。

2 太田 綱基 3 高木 修一

議 事 の 経 過

議 長	ただいまの出席議員は、8名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により議長において、2 番太田さん、3 番高木さんを指名いたします。
議 長	それでは会議を始めます。 この際、関連がありますので、日程第 2、認定第 1 号、平成 26 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 7、認定第 6 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。 おはかりをいたします。 認定第 1 号、平成 26 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、認定第 1 号、平成 26 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定をしました。 昨日に引き続き、審議を続けます。 39 ページ、款 2 総務費の質疑から再開をします。 質疑の発言を許します。どうぞ。 6 番 村瀬さん
6 番村瀬議員	ページで言いますと 46 ページになります。目 2 の文書広報費の中にあります委託料の関係ですけれど、例規集の加除等に関する委託料として 2,831 千円という説明がございましたが、現在のですね、この例規集の考え方なんです、今後も続けていくのかということも含めて、今どのくらいこの例規集の冊数をお持ちか、お尋ねします。
議 長 総務課長	吉本総務課長 ただ今の質問でございませうけども、今ですね、各議員さんにも配っておりますのと、それから各課に 1 冊ずつと、それから各課長にも配

		っております、ちょっと正確にはちょっとおさえてないんですけども、五十いくつか加除をしております。で、考え方なんですけども、データベースで職員は見ております。ほとんどの職員が冊子で配られていないものですから、委託契約しております株式会社ぎょうせいの方のデータを見れるということになっております。で、印刷物を廃止するっていう方法もあるんでございますけども、今のところですね、まだそこまでは行き得ないのかなという感じではあります。以上です。
議 長	6 番 村瀬議員	6 番 村瀬さん あの、もう 1 件、ここに言う委託料は、例規集だけでしょうか。その他いろんなものがあるんでしょうか。
議 長	総務課長	吉本総務課長 ここでは、例規集だけでございます。例規集の中には、条例規則、要綱等、そこにもございますけども、それに係る議会で可決された条例、それに付属する規則だとかすべて、データをぎょうせいに送って、印刷物ということになっております。
議 長	7 番 本多議員	7 番 本多さん 関連です。例規集の関係なんですけれども、今の時代ですからね、課長さんや各課では、パソコン持っておられるので、パソコンで見れると思うんですけども、議員もパソコン持ってる者もおると思うんですが、こういった会議の中で、タブレットというか、端末機を持たせてですね、即時に見れるようなそういう形にはできないのかっていうことで、考えておるんですけれども、その辺はどうですか。
議 長	総務課長	吉本総務課長 はい、今のご質問ですけども、今回の決算審査でですね、監査委員の方にもその旨考えたらどうだっていうことを言われてまして、ちょっと時間いただきたいと思っております。と言いますのは、どの程度の大きさ、まあタブレットも種類もございますし、いきなり皆さんの机の上において、開いてもらうってことができるかどうかもちょうと、時間かけて検討したいと思っております。以上です。
議 長	7 番 本多議員	7 番 本多さん 今回も一部補正とか、一部改正とかっていうことで、そういった作業があらうかと思えますし、そのお金もかかると思うんで、端末機であれば、入力すればっていうことだと思うんで、そういったことも考えていただきたいなというふうに感じております。
議 長		ありませんか。ほかに。
	1 番 安村議員	1 番 安村さん 歳出の関係の 44 ページの職員等の人件費等について、多少補足説明をお願いしたいというふうに思っております。昨日の一般管理費の中の 40 ページの総括の中でですね、時間外の計上のご説明がございました。今 41 名分の時間外の計上ということで、ご説明いただきました

議長
総務課長

けれども、ちょっと25年度に比べてですね、職員のやっぱり時間外手当が多く支出されているという要因、あるいはその内容について、多少補足説明をお願いしたいと思います。確かに人員も減っているという中でですね、時間外の増加並びにですね、臨時雇用職員の人件費の増加という部分も明細として上げられておりますので、その点の時間外の関係について、多少補足説明をお願いしたいといふうに思います。

吉本総務課長

時間外勤務手当につきましては、当初予算ではですね、対象となる職員の基本給の6%を予算計上させていただいております。で、今回、今年の3月の定例会でですね、2月、3月分の時間外の見通し、それ以前ですね、実績と勘案して、6%では足りない職員も結構おります。で、それぞれですね、2月、3月の超勤見込み時間を把握して、補正したんですけども、実績として補正した分ほとんど余ってしまったという結果ではございますけれども、部署によってですね、時間外勤務の時間数はずいぶん開きがある実態はあります。ほとんど1年を通して時間外のない部署もありますし、数百時間という職員もいるかと思えます。で、統一されていないっていいですか、通常業務で残ってやるのは時間外取らないっていう職員もいると思えますし、歴代監査委員からの指摘でですね、通常業務の延長は時間外じゃないっていう歴史もございまして、サービス残業みたいな形っていうのは、実態はございます。それと職員数、確かにピーク時の平成12年頃から比べると10人以上、職員を減らしておりますけれども、その分、臨時職員等で補完しているということになってございます。で、賃金をですね、若干、時間単価も上がったりしてですね、総額では増えたり、増している実態にはございます。以上でございます。

議長
1番安村議員

1番 安村さん

今、確認させていただいた事項というのは、確かに人員の部分も含めて、諸経費の軽減という立場から理解できるものではございますけれども、やはり今の行政体制における執行という部分を鑑みると、やはり膨大な整理能力を有する中でですね、やっぱり人員の削減及びですね、人員削減に伴う臨時職員の雇用の増大っていうのは、住民サービスとしていかなものかなという判断の中で、一応確認させていただきました。いずれにしても今、私が見ている中ではですね、大変申し訳ない言い方しちゃうんですけども、職員の中に、精神的に痛んでいる方も数名いらっしゃるという実態も踏まえております。それを含めて、やはり過度な部分にですね、特定の職員に業務が集中するっていうことがないような形で、お願いをいたしたいと思えますし、また雇用拡大の意味からですね、ある程度適正な人員配置というものを、今後考えながらですね、ただ人員を削減するという趣旨ではなくて、やはりそういう部分も前向きな姿勢で取り組んでいただきたいという

要望も含めて、意見を述べさせていただきました。

今後の対応も含めて、思惑がある、思いがあるのであれば、ちょっと答弁いただきたいというふうに思います。人員体制も含めてっていう意味でご回答いただければと思います。

議長
副 村 長

森副村長

今、安村議員からですね、逆に言えばありがたいお言葉と言いますか、今までですね、定数削減という形の中で行われてきておりましたけれども、今安村議員さんが言われたようにですね、業務もですね、かなり複雑になっているといいますか、ここ最近是要するに、電算業務っていうか、そういうシステムがですね、非常に、昨日もですね、ちょっと説明、若干いたしましたけれども、なかなかうまく連動していないということもございまして、通常業務にプラスされてですね、そういう余計なですね、時間が取られてそれが時間外に繋がっているという経緯もございます。その中でですね、特定の職員に時間外が集中するというようなことも実際多く見受けられますので、相対的にですね、その職員体制、組織も含めてですね、これからですね、考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ほか、ありませんか。

7 番 本多さん

7 番本多議員
議長
総務課長

44 ページの職員研修の内容について、ちょっとお聞かせください。

吉本総務課長

職員研修につきましては、26 年度につきましては、十勝町村会主催及び定住自立圏十勝広域連携研修の帯広市と 18 町村の合同でやってる研修でございますけども、新採用職員の研修ほか、勤務年数や役職に応じた基礎能力向上による研修、21 種類、35 名が受講しております。それと、市町村共済の主催によりますメンタルヘルスセミナーにおきましては 7 名が受講しております。それから市町村中央研修所、千葉県にありますアカデミーと言われる研修所でございますけども、管理職 2 名が研修に参加しております。職場内研修につきましては、メンタルヘルス研修 78 名、それから人事評価研修、これ管理職でございますけども 23 名が研修に参加しております。以上でございます。

議長

7 番 本多さん

7 番本多議員

今、研修の内容についてお聞かせいただいたわけですがけれども、最近退職者が数名、何年か続いておりまして、新人も結構入っておりますよね。そういった中で、先ほど安村議員の方からも言われたんですけども、職場の中で心を痛めたりとか、いろいろなこともあったりするので、もうちょっと研修費ということを、いろんな、まだまだいろんな研修ができるかと思うんで、そういったことをもうちょっと研究して、研修をしていただいて、職務に通常できるというような格好にしていいただければというふうに思うんですけども、その辺につい

議長
総務課長

てはいかがでしょう。

吉本総務課長

十勝町村会及び定住自立圏の合同研修でございますけども、多い時には60名、70名が集まって、市役所なりでやってるんですけども、それぞれですね、町村でこういう研修メニューを入れてくださいますという要望等ですね、毎年研修の内容が若干変わっております。あまり受講者が少ない研修は、どんどんはじかれていって、受講を希望する項目について、次から次と増やしていっているという状態でございます、もう何年も続けているんですけども、それぞれですね、各市町村の要望等に応える形で、帯広市役所がアグリプラザという研修派遣会社と契約しております、そこの連携で研修メニューを変えてやっている実態でございます。更別もですね、先ほど35名受講していると言いましたけども、時間をですね、割いていただくということもありましてですね、時期的なものもございます。毎月のように、何かにかの研修、やっているんですけども、大体この職場で何年目、あるいは係長になったからこの研修、課長補佐になったからこの研修というふうにですね、割当はしてやっております。以上でございます。

議長

ほか、ありませんか。

1番 安村さん

1番安村議員

実はあの、45ページの目の4の地方振興費の関係でですね、ちょっとあの、備考欄飛びますけども、50ページの中ですね(11)の上更別の振興活性化対策費の関係の助成金について、多少確認をさせていただきたいというふうに思っております。今般の対策費ということで、助成、助成って言いますか、事業費の助成を図っているところでございますけど、まああの、過去これの立ち上げについてはですね、行政の大変なるご尽力によって活性化の事業が立ち上がっているというふうに認識しているところでございますけども、その当時それなりの支援対策ということを前提でですね、何とかということで今、現在進んでいる、まあおおむね10年程度の経過をしているというところでございますけども、金額的に見てですね、やはり当初の、一番最初の目的からするとですね、金額を多少削減してるという実態がございます。それがどうのこうのではなくてですね、やはり今、経営自体この活性化の運営自体が大変厳しい中でですね、やはり年々、年々って言いますか、各年度においてですね、支援金を減らしているというその実態の内容とですね、今後の対する考え方も含めてですね、ちょっとご回答いただければ、ご説明いただければというふうに思っております。

議長
企画政策課長

高橋企画政策課長

上更別活性化対策事業についてのご質問ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。今議員の方からも言われまし

たとおり、平成 16 年にですね、上更別地域活性化対策ということで、上更別活性化協議会が支援する共同店舗、ポピーマートの運営についてですね、地域の方で行っていただいているんですけど、こちらの方への助成ということで、2,016 千円の補助金を出してきているところですよ。で、今議員が言われたとおりですね、当初は 2,520 千円の助成をしていたところなんですけど、平成 22 年から 2,016 千円というふうな形になってきているところでございます。この間ですね、運営等かなり赤字等も続きまして、平成 22 年度終了時での最大累積赤字が 4,360 千円くらいになっていたところでございます。ただその後ですね、経営体制、そういう見直し等をして、また地域の協力等もあってですね、この補助金を減らしたにもかかわらずですね、23 年度からは今のところ黒字で決算をしてきているところでございます。26 年度末での累積赤字につきましては、1,879 千円程度になっているところでございます。この間かなり回復をしているところでございます。ただ、こちらの方、旧 J A さんというか、A コープさんの店舗を利用してということですので、10 年経過してございますのでかなり、何て言うんですか、年数が経ってて、機器類についても傷んできているところが現状でございます。今後こちらの方ですね、更新等が課題になっているところではございます。ただ今現時点、このように黒字になってきていること、また地域においてですね、この店舗が必要なものというふうに、地域の方々のそういう意思もございまして、経営を続けていただいておりますので、今後のそういう機器の更新等についてはですね、また地域の方といろいろと協議をして、協議を重ねてですね、対応策等について考えていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長
1 番安村議員

1 番 安村さん

今のご回答、説明いただきましたけども、私、今質問している部分についての危惧してるところはですね、やはり地域住民としてかなり努力をしている、っていう実態がございます。確かに 26 年度の収支についてはですね、百何万の黒字であったという評価は数字的にはできるんですけども、地域、上更別地域の人達のたゆまぬ努力とですね、汗を、血を滲むような対応を図っても、これにしかなくてないっていう実態を、やはり行政としてどう踏まえているのか、今一度ちょっと説明をいただきたいし、今後の対応についてどのような対応を図るのかも含めてですね、ちょっと思惑があれば答えていただきたいと思います。本当に、地域を守る、地域を維持するってのは大変なことでございます。やはりこれだけの上更の人たちが努力している中でですね、やはり多少黒字になったから、まあある程度みれるよねっていう、そういう判断では、今後の継続も含めてですね、かなり難しくなってくると思いますので、その点の認識をしてるのかも含めてですね、

議
村

長
長

やはりご説明いただきたいというふうに思ってます。

西山村長

今、安村議員の指摘ですけれども、まさにご指摘のとおりではないかと思います。私自身としてもですね、上更別地区の活性化の会議とかですね、先日、先週ですけれども、ポピーマートの方に行っただけですね、再度店内及び店長とですね、お話をしてまいりました。また、老人クラブ、さらにはですね、今、今日も会合やっていますけれども、ボランティアのサークルの会合に顔を出して、お話を伺ってきました。やっぱり地域の方々是一所懸命がんばっておられますし、活性化に向けてですね、様々な努力をされておられます。やはりですね、上更別のですね、市街地の活性化、あるいは地域全体のですね、振興に向けてですね、やはり村としてもですね、いろいろとですね、施策を講じなければいけないというふうに思ってます。上更別小学校それとですね、今、検討されています幼稚園の建替え問題も含めてですね、あるいは店舗のですね、老朽化の問題も含めてですね、やはり重要な部分を占めるとしますので、市街地の活性化に向けてですね、今後とも努力をしていきたいし、できることはですね、推進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議

長

ほか、ありませんか。

3番 高木さん

3番高木議員

3番高木です。56 ページ、目9の協働活動経費、この部分でボランティアの保障の件の関係でございます。村においては、村の行事等に関しましては全国の町村会の総合の賠償保障制度、こちらを活用できるということでして、協働のまちづくりの推進のために、それ以外の地域で行うものについて保険を掛けましょうということで、このコミュニティ活動総合補償制度ということで、今行われています。ただ話聞きますと、この活用については、あんまりまだ大きな事故もなく、あんまり活用はされないのが1番いいことなので、まあいいんですが、ただ村民に対する認知度があまりにもちょっと低いのかなという思いがしています。年間 529 千円というある程度の金額を掛けているわけですから、やっぱり村民に対する認知度を上げて、コミュニティの活性化につなげるということもやっぱり検討しなければ、せっかく協働のまちづくりを目指しているのに、保険も付けました、しかし全然こういうものやっていると知らないというような状況では、せっかくこの予算を掛けてまで、一生懸命やっても意味がなくなっていくしますので、その辺の周知の仕方も含めて、どういうふうにやっていく予定をしているのか、その辺もし何かあればよろしくお願いします。

議
住民生活課長

長

宮永住民生活課長

今言われたとおりですね、この保険につきましては、実は毎年行われております行政区長会議の中でも、区長さんの方からこの保険につ

		いての対応についてですね、話があったのが現状であります。それぞれ地区においても保険を掛け、またこちらの方でも適用になるっていうことで、この保険のことについてのあり方についてですね、やっぱり今、議員が言われたとおり、きちとこう、考え方をですね、整理していかないといけないかなということがあります。その中でですね、今後につきましては、十分この保険の中身をですね、内容を精査検討しまして、またその協働のあり方、協働のまちづくりというところも今、話が現に進んでいるところであります。うちの村としてのですね、協働のあり方ということも含めて、併せてですね、この保険につきましても今後検討を進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。
議	長	ほか、ありませんか。
3 番高木議員	3 番 高木さん	58 ページの目 1 のパスポートの関係の窓口の関係です。これ、昨年度から整備をされてスタートしたわけですが、昨年度の申請の数というか、そういう部分についてちょっと教えていただきたい。
議	長	宮永住民生活課長
住民生活課長		パスポートの今、話ですが、昨年のパスポートにつきまして、一応証明関係の、うちは写真とかですね、撮っているんですが、一応 14 件があったということでございます。
議	長	3 番 高木さん
3 番高木議員		これは業務の委託ということで、市町村が請け負うということですから、何件来ようがそういう部分の問題ではちょっとはないと思うんですが、昨日マイナンバーの関係でちょっとお話したこともあるんですが、それほどその、時期によっては忙しい時期も、パスポートってなるとやっぱり休みの時期とか、まあ夏休み、正月、こういう時期になるとやっぱり申請も若干増える時期もあるかなと思うんですが、それ以外につきましては、それほど頻繁にこの業務があるというふうにはちょっと認識していないので、そのマイナンバーに関しても、やっぱり証明の、写真があることによって不正防止という部分には、やっぱり大きな役割があると思います。これは国の方でも各税務署等も含めて、できるだけその個人カードの方に進めて欲しいというような要請もされてますし、やっぱりそういう部分では写真の関係も含めて、それほど忙しい業務になっていないので、やっぱりせつかく整備もして、写真撮る場所も作ったりとかしながら、パソコンも用意しながら、機器も用意したわけですから、せつかくですからやっぱりマイナンバーの時に、写真活用をしていただければありがたいと思うんですが、昨日その部分については検討させてほしいという返答でしたが、もしまだ何かあればお願いします。
議	長	宮永住民生活課長

住民生活課長	今の件につきましては、住民さんのですね、利便性を図るということで、前から言われているとおり、村内には写真を写す店がないということで、村の方でいろいろ機器等を設置しまして、今の現状に至っているところでございます。確かに今の数でいきますとですね、今議員が言われたとおりでございますので、マイナンバーにつきましては、昨日もお話、ちょっと検討するっていうようなお話をさせていただいておりますが、全体を今度やるとなるとですね、ちょっと職員等だけで対応しているということもありますので、これはなかなか難しいかなというふうに思われます。その中で、当然昨日もお話ありました高齢者とかですね、どうしても足の、そういう外へなかなか出て行くのが難しいとかですね、そういう部分もあろうかと思いますので、そういうことも含めまして昨日お話あったように、それらについてはちょっと検討してまいりたいなと思います。以上でございます。
議長	ほかありませんか。
1 番安村議員	1 番 安村さん すいません。住民活動、目 9 の住民活動費の中でのですね、ページ 56 ページのですね、行政区会館等の改修事業に対する昨日の説明について、多少補足説明いただきたいというふうに思ってます。26 年度の行政区の改修事業については、更別区、昭和区、上更別南区の会館の改修にあたったということでございますけども、それら詳細って言いますか、多少内容についてご説明いただければというふうに思います。
議長 住民生活課長	宮永住民生活課長 今の安村議員の質問でございますが、去年の行政区会館につきましては、それぞれの項目、内容でございますけども、主にですね、床の修繕だとか、建具修繕、まあ行政区会館の中のそういう補修が必要なのところの対応を図ったものでございます。以上でございます。
議長 1 番安村議員	1 番 安村さん ちょっとあれなんですけども、今 3 公区という形でございますけども、今 14 公区の農村地帯、会館があるんですけども、これらについては年次ごとに計画しているのかって言う部分の、ちょっとご回答もいただきたいということと、でございます。それもちょうと説明お願いします。
議長 住民生活課長	宮永住民生活課長 今定期的にですね、いろいろ行政区の方々ともお話ししながら、状況によってですね、軽微なものと、当然そのお金の負担が多いものとございます。ですので、実際にはその計画的ということじゃなくて、その都度状況が出た時にですね、行政区の方とお話ししながら、内容を進めているような状況でございます。
議長 1 番安村議員	1 番 安村さん あえてご質問させていただいたという部分はですね、たまたま私、

		昨年1年間、農村地域のお手伝いをさせていただいてですね、それぞれの公区の中でかなり改善に対する要望がありました。で、要望があったがゆえにですね、やはりその地域づくりっていいですか、そちらの方でできない部分、いわゆるその村の所有財産に対する部分については、やはり手が出せないっていうこともございましたので、それらの要望があったという、多くあったということを踏まえて、今ちょっと説明をいただいた訳でして、今後ですね、まああの、軽微なもの云々あるかもしれませんが、十分行政の、行政区長なり何なりの意見を集約した中でですね、適正に修繕が図られるようお願いしたいし、要望も含めてですね、対応していただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。
議 長	宮永住民生活課長	
住民生活課長		今議員が言われたとおりですね、行政区の方とその辺を十分ですね、疎通を図りながら対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	ほか、よろしいですか。	
	4 番 織田さん	
4 番織田議員		48 ページですか、定住化促進住宅の維持管理となっておりますけれども、今何棟あるんでしょうか。何部屋というか。
議 長	高橋企画生活課長	
企画生活課長		定住化促進住宅についてですが、定住化促進住宅という条例で示されているものの戸数としては、2戸ございます。その中でですね、1戸において、お試し暮らし体験住宅というのを展開しておりますので、実際に定住化促進住宅という形で運用しているのは、1戸ということになります。以上でございます。
議 長	4 番 織田さん	
4 番織田議員		その利用状況というのはどうでしょうか。
議 長	高橋企画生活課長	
企画生活課長		申し訳ございません。定住化促進住宅の方につきましてはですね、今現在、平成26年、昨年ですね8月1日から入っていただいている方がおりまして、2年間の期限というのがございますので、平成28年、来年の7月31日までの期限ということで、今入っていただいている方がおります。一応予定どおり、その時期までに入ってるんですが、それまでにですね、住宅を取得して、更別に定住していただけるというふうな考え、運びになってございます。以上でございます。
議 長	4 番 織田さん	
4 番織田議員		過去にも何件かあったと思うんですけども、今まで定住化住宅を利用されて、更別に何件住宅を建てていただいたのかなと、まあ結果でですね、それもしわかれればお願いしたいです。
議 長	高橋企画生活課長	

企画生活課長	申し訳ございません。ちょっと過去からのですね、部分で住宅を建てられたかどうかという部分については、申し訳ございません、ちょっと把握してございません。ただですね、こちらの方ではないんですけど、お試し暮らしというか、そちらの方での住宅の中では、家は建てておりませんが、更別村の方に公営住宅等、入っていただいた、住所を持っていた方というのは、3件程度あるような状況ではございます。
議長 4番織田議員	4番 織田さん 今答弁いただいた中で、それなりの、1戸か2戸でありながら成果を上げてるってということなので、今後そのような住宅を増やして、広く世間にアピールしてですね、多くの人に更別を知ってもらう、あるいは住んでもらうっていう考えはないか、これは村長にお伺いしたいと思います。
議長 村長	西山村長 今ですね、織田議員さんのご指摘のとおりですね、やっぱり人口減少問題ということもありましてですね、やっぱり定住化促進ということで、促進住宅とですね、それとですね、その中でのお試し住宅と、有効にですね、活用していかなければならないというふうに考えております。今、先ほどお伺いありましたが、平成25年までに33件、81名の短期住宅とかですね、お試し暮らしの利用があつてですね、3件が村に転入をしてですね、昨年度ですか、7名の申し込みということで、今年もたくさんお会いしましたけれども、窓口がですね、企画政策課の窓口でいろいろと村を案内したりしています。今朝ですか、報道にもありましたけれども、士幌か上士幌、士幌ですかね、何かDVDか何かを作つて案内の、定住化促進のですね、お試し住宅についての、いやすごいなと思って、思いました。何かああいう形で、やっぱり織田議員さんの仰るとおりですね、やっぱりアピールって、発信することがですね、非常に大事だと思いますし、やっぱり村にですね、ある程度住んでももらえればですね、村の魅力とかですね、いろんな形で解っていただけるのかなと思いますし、その辺ですね、いろんな条件整備とかですね、住宅もそうですけれども、アピールとかですね、いろんなそういうものを作つてみたりしてですね、どんどん発信していきたいなというふうな、促進をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。
議長 6番村瀬議員	ほか、ありませんか。 6番 村瀬さん 村長の説明の中でね、お試し暮らしの経験、33件って申しました。この資料とちょっと違うのかな、見るところが。非常にね、ちょっとこういうこと大事なもんですから、きちっとしゃべりたいっていうふうに思いますが、どちら側っていうことも含めてですね、もし訂正が

		あるなら、訂正ということでお願いいたします。
議	長	西山村長、きちっと答弁してください。
		西山村長
村	長	大変申し訳ありません。私昨年のですね、議事録のところからですね、ちょっと岡出村長さんがですね、発言した資料を基にですね、ちょっとお話をしました。いうことですね、お試し暮らし短期住宅の利用状況ということでございまして、いわゆる全体の部分にはですね、33 件ということではないかなというふうに思います。申し訳ありません。平成 26 年度はですね、お試し短期体験住宅利用数はですね、道外から 8 件、ということで計 8 件というふうになっております。25 年度は 7 件、24 年度は 3 件、っていうふうになっております。訂正させていただきます。申し訳ありません。
議	長	ほか、ありません。
		(ありませんの声あり)
議	長	次 61 ページ、民生費に、すいません。
		この際、11 時まで休憩といたします。(10 時 40 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を再開します。(11 時 00 分)
		この際、村長より発言を求められておりますので、これを許します。
		西山村長
村	長	先ほどの村瀬議員さんのですね、ご指摘がありました点ですけれども、正式にですね、修正をさせていただきというふうに思います。先ほど私が発言をしましたですね、33 件の利用状況につきましてはですね、これは 19 年度当初の運用からですね、25 年までの累計でございまして、皆さまのお手もとにありますのはですね、22 年から 26 年の 21 件でございます。すなわちですね、当初からの累計で申しますとですね、現在 41 件というふうになっておりますので、大変ですね、数字の方ですね、修正をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。
議	長	次に 61 ページ、款 3 民生費に入ります。
		補足説明を求めます。
		安部保健福祉課長
保健福祉課長		それでは款 3 民生費について、補足説明させていただきます。61 ページ、62 ページをお開きください。項 1 社会福祉費、予算現額 299,933 千円、支出済額 289,179,439 円、不用額 10,753,561 円です。目 1 社会福祉総務費は、支出額 183,673,377 円、不用額 8,103,623 円です。この目について、臨時分等についてご説明いたします。68 ページをお開きください。備考欄(21)国民健康保険特別会計事業勘定繰出金(財源補てん)として、16,871 千円の決算であります。保険給付に対する国の負担率が 40%から 36%に減少し、その減少分 4%を補てんしてきた道の財政調整交付金が、平成 19 年度をもって廃止されたため、減収分

として村が繰り出すものでございます。続きまして、(22)福祉基金積立金は、福祉目的の指定寄附金2件分です。26年度歳入が1件分、25年の3月寄附分が1件分ということで、2件分あります。福祉基金の利息分とその分等福祉基金の利息分を積立てたもので、2,093,894円の決算額でございます。(23)福祉灯油支給事業につきましては、1,968,070円の決算額であります。低所得の高齢者世帯等を対象とした福祉灯油の支給経費でありまして、平成25年度までは灯油100リットル分の給付ということで、83件に支給しております。平成26年度においては、電気暖房等への対応も勘案してまして、村の商品券15,000円分を129世帯に支給しております。(24)公用車購入事業につきましては、公用車1台の更新費用として、リース料257,580円を支出しております。(25)社会福祉センター改修事業は、社会福祉センターの大ホールの照明器具16台の増設、音響ミキサー及び会議用テーブル80台を更新したものであり、5,788,800円の決算額となっております。(26)憩の家改修事業は、憩の家周辺の樹木を更新するもので、景観を損ねている樹木を伐採、抜根し、新たに49本の植樹を行うとともに、看板照明の設置を行ったもので、2,818,000円の決算額となっております。(27)人権啓発活動地方委託事業につきましては、人権啓発に係る通信費用で、道の委託金900千円を財源として行う事業でありまして、十勝管内18町村が輪番で行う事業となっております。平成26年度については更別村が行い、911,815円の決算額となっております。続いて69ページ、70ページの(28)臨時福祉給付金給付事業ですけれども、5月臨時会で、昨年(2014)の5月臨時会で補正いただいたもので、消費税が昨年4月に5%から8%になったことに伴い、低所得者への負担緩和措置として、平成26年度の村民税の均等割が非課税の方と、その扶養となっている方、一人につき1万円を支給し、さらに対象者の方で老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給してる方には、さらに5千円を追加し支給するものです。基本1万円分が394人、加算分の分が255人に支給されたものです。次に各節の不用額の主なものについてご説明いたします。61、62ページにお戻りください。節7賃金の不用額199,365円は、これは64ページをちょっとお開きください。64ページ(11)社会福祉事務経費の一般事務補助員賃金で143,932円、続きまして68ページの備考欄19準職員賃金で、55,433円余りの執行残であります。節11需用費の不用額693,754円は、64ページをお開きください。備考欄(6)社会福祉センター維持管理経費の燃料費で107,103円、(7)憩の家維持管理経費の燃料費、光熱水費、修繕費で149,316円、(8)福祉館維持管理経費の光熱水費、燃料費で64,818円、(9)屋内ゲートボール場維持管理経費の燃料費、光熱水費、修繕費で125,271円、続きまして66ページ、障害者地域生活支援事業の燃料費、

光熱水費、修繕費等で 79,117 円の執行残が主なものであります。すいません、また 61 ページ、62 ページにお戻りください。続きまして、20 扶助費の不用額です。これに関しては 66 ページの説明欄、お開きください。備考欄 13 福祉扶助経費の障害者福祉扶助経費の障害者通院通所費用扶助費と軽度難聴補聴器給付費で 123,325 円、15 番目の障害者総合支援事業の身体障害者補装具給付費、身体障害者自立支援医療給付費、障害者介護給付費で 335,338 円、17 番目の重度心身障害者医療給付事業経費の医療扶助費で 263,777 円、続きまして 68 ページの福祉灯油助成事業の福祉灯油給付費で 270,000 円の執行残が主なものでございます。また 15 障害者総合支援事業は昨年度より 6,163,613 円増加しておりますが、これは節 20 扶助費の障害者介護給付費で、昨年度より 6,084,404 円増加しております。障害者の就労支援事業が 6 名から 8 名に増加し、利用日数も 1 人あたり、ひと月 12 日の予定が、1 人あたり実績で 20 日となったため、増加しているものでございます。それぞれ 3 月補正予算編成の後に確定するということであり、不用額となりました。63 ページ、64 ページに戻ります。28 繰出金の不用額、5,539,521 円は、68 ページをお開きください。備考欄(20)国民健康保険特別会計事業勘定繰出金において、出産育児一時金分が 560 千円、事務費分が 716,922 円の執行残、次に 21 番目、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金(財源補てん)で 4,247 千円の執行残であります。それぞれ年度末の実績により額が確定いたしますことから、不用額が生じております。次に 69、70 ページをお開きください。目 2 福祉の里総合センター費は、支出済額 58,533,089 円、不用額が 1,643,911 円です。臨時の事業では、備考欄(5)健康増進室整備事業であり、3,561,840 円の決算額となっております。これは健康増進室の運動機器の更新等の経費で、背筋、腹筋を鍛えるアブバッグ、ランニングマシンであるトレッドミルを更新したものでございます。次にこの目の不用額の主なものをご説明いたします。節 11 需用費 1,403,731 円につきましては、備考欄(1)福祉の里総合センター維持管理経費において、燃料費で 688,400 円、これは単価の減が主なものです。光熱水費 132,119 円、施設修繕費で 174,446 円の執行残、備考欄(4)給食業務経費において、消耗品費で 141,400 円、修繕費で 105,116 円、賄い材料費で 90,098 円の執行残が主なものでございます。また平成 25 年度実施した福祉の里総合センター改修事業、太陽光発電の設置でございますが、63,845,250 円ですが、そのものが終了したため、昨年度より目全体で 64,331,452 円減少しております。次に目 3 国民年金費につきましては、経常経費として例年とおりの支出でございますので、説明は省略させていただきます。続きまして 71 ページ、72 ページをお開きください。目 4 後期高齢者医療費は、支出済額 46,527,646 円、不用額 999,354 円でございます。平成 20 年 4 月からスタートした、75 歳以上のすべての方を対象とした

後期高齢者医療制度に係る経費でございます。備考欄(1)後期高齢者医療広域連合事業経費は 35,312,891 円、これは法律により市町村の一般会計で、その一部を負担することとされているもので、財政運営、資格認定、保険料の決定、医療給付の審査、支払等の役割を担う、地方公共団体として設立された北海道後期高齢者医療広域連合への、ルール分として負担しているものです。(2)後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、ルール分として事務費繰出金を 1,781,085 円、保険基盤の安定繰出金として 9,433,670 円、併せて 11,214,755 円を更別村後期高齢者医療特別会計へ繰出しております。なお、この目の節 28 繰出金において、不用額が 999,245 円となっておりますが、これは当該特別会計の繰出金のうち、予備費の繰出金について予算執行がありませんでしたので、繰出しをおこなっておりませんということで、不用額となっております。この後期高齢者医療制度におきまして、市町村の役割につきましては、保険料の徴収、各種申請の届け出や受付、被保険者証の引き渡し等、窓口の業務を行っているところでございます。次に項 2 児童福祉費は、予算額 173,184 千円、支出済額が 172,508,209 円、不用額が 675,791 円の決算となっております。目 1 児童福祉総務費は、支出済額 118,668,775 円、不用額は 569,225 円でございます。備考欄(2)児童福祉事業経費は、保育所、学童保育所、子育て支援センターの委託料で、88,545,520 円、延長保育や一時保育の補助金として 5,321 千円の支出が主なものです。その他に、南十勝子ども発達支援センターへの運営負担金として 8,900 千円を支出しております。(3)出産報償費は 1,200 千円の決算額で、24 件分の出産祝金を支出しております。(5)児童福祉事業経費臨時分は、7,671,160 円は、節 13 委託料 1,998 千円が子育て支援事業計画の策定に係るもので、節 19 負担金補助及び交付金 5,673,160 円は、認可保育所の定員が 45 名から 60 名に、25 年に変更したことによる保育単価の減少分の一部、2,691 千円の運営補助、保育士の処遇改善分の補助金として 926 千円を支出しているところでございます。次に目 2 児童措置費、支出済額は 53,839,434 円、不用額は 106,566 円でございます。備考欄(1)児童手当給付等経費の節 20 扶助費の決算額 49,570 千円は、平成 26 年度に 0 歳から中学生の子どもを持つ家庭に支払われた扶助費の総額となっており、対象者は平成 27 年 2 月支給時で 221 世帯、434 人となっております。備考欄(2)子育て世帯臨時特例給付事業は、消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を踏まえ措置されたもので、217 世帯 390 人分の支出をしているところでございます。続きまして、73、74 ページをお開きください。項 3 老人福祉費は、予算現額 100,991 千円、支出済額 97,200,695 円、不用額 3,790,305 円の決算となっております。目 1 老人福祉総務費は、支出済額 3,931,352 円、不用額 36,648 円です。これは高齢者運動会、敬老会の経費として支出されているものでございま

す。続きまして、目2 老人保健福祉センター費は、支出済額 46,609,481 円、不用額 1,525,148 円でございます。この目の節 11 需用費の不用額 1,350,685 円は、備考欄(1) 老人保健福祉センター維持管理経費の燃料費でございます。燃料費の 1,065,980 円、光熱水費で 139,639 円の執行残が主なものでございます。続きまして、目3 老人福祉推進費は、支出済額で 46,659,862 円、不用額 2,228,509 円でございます。75、76 ページをお開きください。臨時事業として、老人福祉事業補助金は、老人クラブ 50 周年記念事業助成金として 100 千円を支出しております。(7) 老人福祉施設雇用対策事業 600 千円は、老人福祉施設の職員の確保のための補助で、2 人分を支出しておりますが、1 名分の 300 千円が執行残となっているところでございます。73、74 ページに戻ります。この節、この目の節 28 繰出金の不用額 1,838,078 円は、備考欄(3) 介護保険事業特別会計繰出金、介護給付ですね、介護給付の執行残で 810,335 円は介護給付費が予算より減少したため発生したものでございます。(4) 介護保険事業特別会計繰出金、財源補てんの執行残 1,027,743 円は、事務費分が 84,956 円、地域支援事業の財源補てん分が 942,787 円の執行残となっております。続きまして 75、76 ページをお開きください。項4 災害救助費、これ予算額が 150 千円であります。支出実績がありませんので、全額が不用額となっております。以上で、民生費の補足説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

1 番 安村さん

1 番安村議員

えーとですね、総体論から見ますとですね、補正を組んで、執行残という総括の中で、要望としてはですね、補正を組んでなおかつ補正以上のものが不用額で計上されるというような事態を、なるべく回避するように努力をお願いしたいという分が 1 点、それとですね、2 点目でございますけれども、ページ 71、72 ページの関係でですね、目1 の児童福祉総務費の関係でちょっとご説明いただければというふうに思っております。備考欄に児童福祉事業経費として委託料の今、ご説明、保育士を、幼稚園云々くんぬん、午後保育も含めてということで、ご説明申し上げましたけれども、そのちょっと具体的な金額についての内容、ちょっと私知りたいんで、ご説明いただければというふうに思っております。

議長

安部保健福祉課長

保健福祉課長

執行残の補正後のものにつきましては、ご指摘のとおりでございますので、今後こういうことなきよう、予算管理をですね、しっかりしてやっていきたいと思っております。すいません、児童福祉費、委託料でございますが、85,545,520 円のお話だと思います。これはですね、認可保育所の運営事業の委託料に 70,193,400 円、学童保育所の運営事業の委託料として 11,596,120 円、地域子育て支援センターの運営事業の委

議長
1 番安村議員

託料として 6,756 千円を支出しているものでございます。以上です。

1 番 安村さん

大変確認しづらい部分で申し訳ございません。今の保育所や何か等の運営助成ということで、委託料を払ってるっていう部分がございます、ご説明いただいたんですけれども、村も直接的な対策は打たなくても、まあそれなりの保育所への支援、委託料を払っているという分もございますけども、今般ですね、ちょっとあの地域住民も含めてということですね、保育所、いわゆるどんぐり保育所の関係の部分ですね、多少委託されている子どもたちの怪我、並びにですねそういう部分が非常に多く発生してるやに、私ども、まあ、中にはですね、骨折した子どももいらっしゃるっていうことも聞き及んでおりますけども、その点の把握っていうのは、申し訳ございませんけども、できているんでしょうか。

議長
保健福祉課長

安部保健福祉課長

運営上の事故におきましては、その都度報告はいただいております。そのほかですね、こちらの方で事務指導、事業指導等のものも行っている次第でございます。以上です。

議長
1 番安村議員

1 番 安村さん

ありがとうございます。何せ、今、幼稚園制度なり、保育制度なりっていうことで、いろんな分での多岐に渡っての子育て支援払ってるわけございまして、そういう面、事故のないような形の、まあ指導ができるかどうかっていう部分も含めてですね、十分配慮いただきたいというお願いを、まず申し上げたいと思います。また加えてですね、ちょっと保育所の周りのちょっと、衛生管理も多少問題ありやに聞き及んでおりますので、それらの改善も含めてですね、目配り気配りの中で、適正な指導していただければということでお願いを申し上げたいというふうに思っております。

議長
保健福祉課長

安部保健福祉課長

はい、議員さんの指摘はごもっともでございます。その点に気をつけてですね、これからも指導を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ほか、ありませんか。

6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

ページ数で言いますと 68 ページになります。備考欄 (23) の福祉灯油等助成事業についてですけど、先ほどの説明の中では、25 年については 100 L の 83 件、今回につきましては 129 世帯の確か 15,000 円の商品券というお話だったと思うんですけど、まず 1 点目としましてですね、この商品件に至る経過っていうのと、129 世帯に拡大したっていうことについて、説明をお願いします。

議長

安部保健福祉課長

保健福祉課長	まずですね、100Lの灯油から商品券 15,000 円ということにした経緯ですけども、議会の方で、灯油ですと電気暖房の方が申請できないんじゃないかという指摘がございまして、その対応を考え、15,000 円の定額支給としたものでございます。以上です。
議 長 6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん 世帯は、世帯の増は。
議 長 保健福祉課長	安部保健福祉課長 申し訳ございません。それで灯油のみの世帯だけではなく、電気暖房、要はオール電化住宅や何かに住んでいる方、特に公営住宅とか何かに、今オール電化住宅になってる部分がありますので、その分で世帯が増加しているものでございます。以上です。
議 長 6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん これ、あの、何て言うんですか、生活に困窮があるとかね、これ出発した経過については、灯油代がすごく高騰したというようなことから、実は始まったような、私は氣でいるんです。そこから始めて、世帯が増えたということは、そういう困窮者が増えたのかなっていう説明かなとちょっと思ったんですけど、その電気を使う世帯が増えたとか増えないっていうのは、ちょっとどういうことか、さらにもう少し詳しく説明してください。
議 長 保健福祉課長	安部保健福祉課長 先ほど言ったとおりですね、灯油の高騰、価格高騰により、この分がスタートしたわけですけども、さらに 26 年度は電気料金の値上げということもありまして、先ほど言ったとおり、オール電化住宅へ住んでいる方もいらっしゃるということで、どんぐり商品券に切替えたということで、その分で件数が増えているということでございます。以上です。
議 長 6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん ちょっとね、答えちょっと違う、ちょっとずれてるかもしれないね。僕言ってるのは、世帯増えたのは、その世帯の実態を調べたっていうことですか。灯油世帯がこんだけあったから何件で、じゃあ、もっと調べたら電気の世帯がこんだけあったから増えたっていうことですか。単純に基準は変わってないんですってことですか。そこんとこのコメントがないもんですから、大変申し訳ない、再質問させていただきます。
議 長 保健福祉課長	安部保健福祉課長 はい、住民税非課税世帯であるかですとか、住民税非課税世帯であるということ、基準自体は変わっておりません。それで、今回は電気料金の値上げもありましたし、議会で指摘もございましたので、オール電化住宅にお住まいの方にも増やすと、増やすじゃなくて、すいません、配布するということで、件数が増えている次第でございます。

議長
4 番織田議員

以上です。

4 番 織田さん

憩の家ですか。あの改築工事が行われているわけなんですけども、今年うちの地区でもあそこで葬儀がございまして、その際、その冷房設備ですね、住民から指摘があったんですけども、受付というか、事務室に冷房が入ってないと。これはまあ、操作する場所がわからないのか、それとも冷房がないのか、まずその辺からお伺いしたいと思います。

議長
住民生活課長

宮永住民生活課長

冷房設備につきましては、すいません、十分把握してなくて申し訳ないんですが、場所の一部で対応ができるのではないかなというふうに思っているところでありまして、ちょっと確認させてもらってということでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長

後ほど確認して答弁、それでいいですね、織田さん。

ほか、ございませんか。

2 番 太田さん

2 番太田議員

71 ページの項 2 児童福祉費、目 1 の備考欄にある出産報償金ですよね、これが 24 件で 1,200 千円ということなんですけど、これが現金でなく、商品券の理由はなんですか。

議長
住民生活課長

宮永住民生活課長

これもですね、一応経過について十分ちょっと把握してなくて、大変申し訳ございませんが、出産祝金の商品券という部分につきましては、村の商工会さんの方で、商品券をお願い、5 万円分をですね、毎回こう、頼んでですね、そしてその都度こう、渡しております。当然その商工会、地元ですね、で使っていただくというようなことの考えも基に、考え方もですね、持ちながら進めていると、なおかつ当然出生されたお子さんについては、その家庭にですね、先ほど言ったような祝金ということで手渡すと、そういうような双方の対応で、対応しているところかと思えます。以上です。

議長
2 番太田議員

2 番 太田さん

その商品券なんですけれども、私も子どもを育てる世帯として、その商品券で 5 万円、1 件、1 人につき 5 万円いただいているのは、大変助かっていることであります。で、ほかの同じ子育て世代の人たちにも、同じ思いなのかと思っていたら、意外と話をする中で、商品券だと期間が限られてて使えない、使える場所が限られてるだとか、という声が聞こえました。で、私それを聞いた時、とても残念に思ったんですけども、この商品券の意味っていうのは、更別村でお金を出して、更別村で物を買って、子どものために物を買って、それが地域の活性に繋がってっていうことに繋がってるはずなのに、現実はお父さんに 5 万円変えてもらったとか、その本人たちが子どものために使

わないで、お父さんに変えてもらって自分たちは帯広で買い物をするとか、違う場所で買い物をするっていうことになっているんです。で、私思います、思ったんですけれども、ただ5万円を渡すときに、村長わざわざ来てくださって、おめでとうって言っていただけるのはとてもありがたいんですけど、それと同時に手紙、何か文章1つ付けて、更別村のこの地域の発展のために、この5万円を支給してるんだよっていう、おめでとうっていう気持ちと更別村を活性化させようって、元気にさせようって、その若者たちがそういう方向目指していこうっていう気持ちを、文章一つ付けるだけで、この1,200千円の価値がもっともっと高くなるものだと思うんで、その辺もちょっと検討していただければありがたいと思います。

議 長
村 長

西山村長

今太田議員のご質問ですね、すばらしい質問だと思います。本当にその通りだと思います。思い返せばですね、渡すときに、おめでとうございますって言って、本当にそういう気持ちでですね、渡して来ているわけですけども、やっぱりその部分でですね、やっぱり商品券を渡すという意味はですね、今議員さんの指摘がありましたようにですね、やっぱり私もですね、村の活性化とかですね、いろんな部分でお子さんが生まれ、そして幸せになり、そしてですね、村もですね、その中でですね、そのお子さんのために商品券を活用していただいてですね、活性化にも繋げていただくという部分をですね、相当あると思いますので、ご指摘のとおりですね、何らかの工夫をしてですね、手紙なり、あるいは一言申し述べるなり、それが形でですね、お祝いの表わし方あるいはですね、渡し方についてですね、工夫をしていきたいというふうに思います。以上です。

議 長
議 長
6 番村瀬議員

ほか、ありませんか。

6 番 村瀬さん

ページでいきますと76ページになります。備考欄(7)にあります老人福祉施設等雇用対策事業ですか、ちょっと私の認識不足で大変申し訳無いんですけど、職員2名分の300千円のっていうことで、600千円ここで支出してますが、ちょっともう少し詳しく知りたいっていうことと、前年対比でいったらこの倍見てた、今回600千円なってる、来年度予算見ますとまた1,500千円に上がってるという、こういうようなちょっと変動についても、少し気になったものですから、もう少し詳しく説明してください。

議 長
保健福祉課長

安部保健福祉課長

このものはですね、更別村における老人福祉施設の人員確保を目的としまして行われている事業であります。継続して1年以上働いていただくと、300千円をその施設の方から、そのした人に支給していただくというものでございます。一応ですね、1,500千円予算を計上してい

		るっていうのは、例年ですね、事業調査をしまして、こんだけ人は雇いたいということでやっておりますけども、実際にですね、昨年 26 年もですね、当初は 3 名分 900 千円の支出予定をしておりましたけども、1 名が途中でやめてしまったということで、600 千円の支出になってるものでございます。一応そういう形で、事業調査等を行いまして、これだけ経費とか、不足ということで、それを何とか解消をしようとしてるんですけども、なかなか 1 年通してという形になると、ずっと雇用し続けるっていうことはちょっとやはりですね、今、介護職場の問題いろいろありまして、全十勝、全国的に介護職場の職員の不足が謳われているところ、介護職員の不足が顕在化しているところですので、村としてもそれを解消するためにこの事業を行っていきたいということで考えております。以上です。
議	長	ほか、ございませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	次、75 ページ、款 4 衛生費に入ります。 補足の説明を求めます。 安部保健福祉課長
保健福祉課長		それでは、款 4 衛生費について、補足説明させていただきます。75、76 ページをお開きください。項 1 保健衛生費、予算現額 153,009 千円、支出済額 148,364,490 円、不用額は 4,644,510 円です。目 1 保健衛生総務費は、支出済額 8,572,796 円、不用額が 315,204 円です。備考欄 (1) 乳幼児医療給付費 5,717,796 円で、前年度とほぼ同額の支出となっております。備考欄 (2) 医療施設等運営補助金 2,818 千円は、補正予算で計上させていただいたものですが、帯広厚生病院の救命救急センターの赤字補てん分が 1,307 千円と周産期医療、小児救急、小児医療、先進医療の赤字補てん分の支出で、合計 2,855 千円となっております。なお、予算計上しておりました未熟児の養育医療事業、予算額 60 千円につきましては、予算の執行がありませんでしたので、全額が不用額となっております。続きまして、目 2 予防費、支出済額が 5,402,167 円、不用額が 364,085 円となっております。備考欄 (1) 感染症予防対策事業においては、エキノコックス症や結核健診、結核の健診ですね、(2) 予防接種事業経費においては、乳幼児の予防接種、高齢者のインフルエンザの予防接種、同じく高齢者の肺炎球菌予防接種等の経費を支出しております。続きまして目 3 環境衛生費、支出済額 17,357,523 円、不用額 399,477 円です。77 ページ、78 ページをお開きください。備考欄 (6) リサイクルセンター整備事業は、事務所等を一括して改修したものでして、事務所の小上がりの撤去、洋式トイレ、ストックヤード、監視窓の設置を行ったものでございます。次に目 4 診療所費、支出済額 100,895,233 円、不用額が 3,463,767 円です。(1) 歯科診療所の維持管理経費及び特別会計の診療施設勘定繰出金の支出

であります。この節において、28 繰出金の不用額 3,366,015 円は備考欄(2)特別会計(診療施設勘定)繰出金の財源補てん分の剰余金が主なものでございます。次に 79、80 ページをお開きください。目 5 保健推進費は、支出済額 16,136,771 円でございます。不用額 100,977 円です。本村住民の保健増進に係る経費でありまして、備考欄(3)保健指導活動事務経費 2,975,220 円は、育児休業の保健師が 1 名あり、臨時保健師を雇用しましたので、前年度は 2 名雇用していましたから、前年比で 1,935,820 円の減となっております。備考欄(4)女性特有のがん検診推進事業 531,372 円は、国の補助金措置による無料健診事業として、女性特有のがん、いわゆる子宮頸がんとですね、乳がんの健診の推進事業ということで、平成 21 年度から実施しております。利用経費が 531,372 円かかっております。次に項 2 清掃費、予算現額 15,813 千円、支出済額 15,719,977 円、不用額は 93,023 円でございます。目 1 し尿・塵芥処理費は同額でございます。備考欄(1)廃棄物収集運搬処理経費は、一般家庭ゴミ、大型ゴミ、金属ゴミの巡回回収等に係る経費であります。続きまして、項 3 上水道費は、予算現額 11,036 千円、支出済額 10,268 千円、不用額が 768 千円の決算です。目 1 簡易水道費は同額でございます。81、82 ページをお開きください。節 28 繰出金の不用額 768 千円は、備考欄(3)簡易水道事業特別会計繰出金の不用額でありまして、水道施設の修繕費及び中札内共同施設維持管理負担金で、管理費の執行残で、財源補てんが減じたことが主な要因となっております。項 4 下水道費、予算現額 70,813 千円、支出済額 67,347 千円、不用額が 3,466 千円でございます。目 1 下水道費、同額でございます。節 28 繰出金の不用額 4,040 千円は、すいません、不用額 3,466 千円は、備考欄(1)公共下水道事業特別会計繰出金の不用額で、下水道施設管理経費、農業集落排水施設管理経費、戸別排水施設管理経費の修繕費の執行残で、財源補てんが減じたことが主な要因となっております。項 5 衛生諸費、予算現額 16,719 千円、支出済額同額で、不用額はございません。目 1 複合事務組合費も同額でございます。備考欄(1)十勝環境複合事務組合負担、環境総合事務組合負担金運営分が 13,381 千円は、昨年より 1,127 千円多い決算となっておりますが、増額の要因としては、くりりんセンターの維持費の増ということになっております。(2)十勝環境複合事務組合負担金建設分 3,338 千円は、昨年より 557 千円少ない決算額となっておりますが、これは旧最終処分場施設廃止分担金が減額されたことが主なものでございます。以上で衛生費の補足説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1 番 安村さん

1 番安村議員

ちょっと確認させていただきたいと思います。ページの 77、78 ペー

		ジの目の4診療所費の、先ほどの説明の不用額の 3,366,015 円の特別会計の診療施設関係の減額部分っていうことでございますけれども、ちょっと内容等、わかればちょっと、もうちょっと説明を加えていただければありがたいと思います。
議 長 保健福祉課長	安部保健福祉課長	すいません。繰出金がですね、減った理由でございますけれども、実はですね、特別調整交付金へき地診療所分というのがございまして、実は5月専決の報告をさせていただいんですけれども、特別調整交付金ですね、へき地診療所分がですね、大幅に増額いたしまして、それに伴いですね、診療所への繰出しが不用となってきたものでございます。以上です。
議 長		ほかにございません。 (ありませんの声あり)
議 長		次、75 ページ、款4、失礼しました。次 81 ページ、款5労働費に入ります。 補足の説明を求めます。
産業課長	本内産業課長	款5労働費について、補足説明をさせていただきます。81 ページをご覧ください。予算現額 16,175 千円に対し、支出済額 5,782,022 円、翌年度繰越額 10,080 千円、不用額は 312,978 円でございます。項1労働費、目1労働諸費について同額でございます。節19負担金補助及び交付金の不用額 217,534 円は、備考欄(3)雇用対策事業の地元雇用促進事業助成金の執行残額 210 千円が主なものとなっています。この事業は、村内に住所を有する者、または住所を有することとなる者を新規に正規雇用した場合、1年間に限り給料月額の2分の1を助成するもので、平成25年度から実施しているところです。26年度につきましては、7事業者から11件の申請を受けまして、合計で74ヶ月分を助成しております。新規雇用者の内訳につきましては、転入者が6件、地元で、地元採用が5件でございます。なお翌年度繰越額 10,080 千円につきましては、国の平成26年度補正予算に盛り込まれておりました地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起生活支援型を活用し、平成27年度において新規雇用者を対象とした地元雇用促進事業を実施するため、翌年度へ繰越したものでございます。また勤労者会館の利用状況につきましては、各会計決算資料9ページに記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。以上で労働費の補足説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。 質疑の発言を許します。
7番本多議員	7番 本多さん	今の雇用対策事業なんですけれども、これは会社に出すという

議長
産業課長

ことですけれども、先ほどの施設への雇用のことに関しましても、安部課長の説明の中で、途中で辞めて行かれたということで、助成金が出せなかったということもあるんですが、実際あーいった仕事に就いてる方の給料は、ほかの町村より安いっていう実態があるそうなんです。それで辞めて、同じ仕事するんであれば高い方に行きますよね、皆さん。そういったこともあって、なかなか地元で定着しないっていう実態があると思うんです。そういった中で、会社に助成するのもいいんですが、個人に助成するっていうのはちょっとおかしいこともあるんですけども、定住化対策と安定した職場にね、就いていただくという意味で、個人に何とかできないのか、そういう考えを持っておられないのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

本内産業課長

ただ今のご質問についてでございます。地元雇用促進事業につきましては、制度としましては事業所の方を対象に、正規に雇用した場合にということを対象にしております。先ほど、福祉施設の方の対象者につきましては、こちらの方もですね、施設の方の事業者には交付はされておりますけれども、そちらの方の使途につきましては、直接的に従業員の方の待遇改善に使われることを目的にされているというような制度でございます。定額の30万円という、そちらの方は制度でございます。形としては一時金なり、なんなりという形になると思うんですけれども、事業所の運営に使うのではなく、直接その30万円はご本人の方に渡るような仕組みという制度になってるかというふうに思っております。で、私どもの地元雇用促進事業につきましても、基本給与の2分の1というのを助成対象にしております、限度額は7万円ということに、ひと月あたりですね、7万円という制度でございます。こちらの方はですね、ご本人にというお声もいただいているところではございますが、地元の方での雇用の促進に繋げていきたい、またそれが、以って定住に繋げていきたいということも目的としておりまして、正規な雇用、雇用者に対する待遇の条件ですね、こちらの方を事業所の方にも整えていただきたいという思いもございまして、臨時雇用等ではなく、あくまで正規の雇用というものを対象にしていることから、ご本人というよりは、事業所の方を対象として制度化しているものでございます。以上でございます。

議長
7番本多議員

7番 本多さん

福祉施設です、今の私の言っているのは、実際に福祉施設の話なんですけど、そういった他町村より低いということになれば、高い方に皆さん行ってしまうということが、先ほども言ったんですけども、そういった実態がある中で、そういった個人への給与の補てんって、なかなか事業所にはいっても、それが個人の給料に反映されてないのが現状だと思うんです。30万円は本人にいくと思うんですけども。そうい

議長
保健福祉課長

ったことを考えると、やっぱり村として、そういったことをもうちょっと考えるべきではないかなというふうに、自分は思っているんですけども、その辺について何かありますか。

安部保健福祉課長

本多議員の質問は、うちの福祉施設に勤める職員の給料が低くて、辞めていく人が多いということだと思いますんで、私が答えさせていただきます。確かにそのような面があることは否めないということでございます。ただですね、先ほど言ったとおり、村の60万円、先ほど1名30万円という制度は、少しでも本人たちのためにという形で、そういう形で30万円、1名あたり30万円ということを計上させていただいてますけども、この労働費の事業とは被ることはないということで、実はですね、福祉施設で働いている方には、こちらの今の制度については直接当たってはいないという、今の制度になっております。こちらは福祉施設は、保健福祉課主管の方の事業でもって、手当をしているということでございまして、確かに今現在ですね、給料が少ないから辞めていくという形も確かに否めないですし、それが全国的な介護職場の問題となっておりまして、十勝の定住圏自立構想の中でも、この面に関しては問題視されておりますけども、個々の事業所の経営に係ることですので、なかなか対策を打っていけないということが現状でございます。村としてもですね、保健福祉課としても、福祉施設とよく話し合っていてですね、なるべく改善していただくようですね、申し入れを行っていきたいと思います。以上です。

議長
6番村瀬議員

ほか、ございませんか。

6番 村瀬さん

今、課長の答弁、すごく明快なんですけどね、課長の段階で、ちょっと僕申し訳ないんですけど、答えが出しすぎるような気がしてなりません。ちょっと僕が気になってたんですけどね、やっぱり最終的に村長判断だとか、執行方針等々がある中で、検討や聞くっていうことまでわかるんですけど、そこまで言い切れる説明責任あるんですかね。

議長
村長

西山村長

今、村瀬議員さんのですね、ご指摘もあつたんですけども、私もありますね、課長と今の件、いろいろとですね、住民の方からも意見をお聞きしてますし、いろいろとですね、話をしております。その旨での発言ではなかったかなというふうに思いますけれども、仰るとおりですね、私が方針とかですね、いろんな部分についてですね、検討についてはですね、きちんとお答えすべきだというふうに考えております。今の件に関しましては、本多議員さんの件に関しましてもですね、実際に2回から3回ほどですね、コムニの里それと支援ハウス、シルバーハウスそれとですね、支援ハウスそれと回って参りました。コムニ

の里ですね、あとげんきの里ですか。で、私直接ですね、従業員の責任者の方とも話はしましたけれども、直接従事してる方のお話もですね、お聞きしたいということで、何人かお話を聞いてきました。で、やはりいろいろな労働条件とかですね、いろんな部分でやはりもうちょっと手厚くってというようなこともあるんですけども、ただその部分でですね、村がどのように関与していけばいいのかってというような部分はですね、私まだ勉強不足分なところもあるんですけども、確かにですね、経験が積んだ方がほかの施設に移られたりですね、変わっていかれるという現実はですね、事実としてあります。だからこれからですね、総包括的な会合のですね、ケアをしていかなければならないってことで、医療保険法とかですね、介護保険法が変わりですね、2025 年問題もありますけれども、そちらの方に動いていくってこともありましてですね、やっぱり早急に手を打っていかねばならないということもありますけれども、その中のですね、根幹を占める、そこに従事していただく方ってというのは、やっぱり部分を占めていると思われます、思いますので、その辺のですね、ご指摘のあった待遇改善とかですね、いろんな部分について、各事業所等にね、働きかけもしながら、そしてですね、私も今、課長答弁ありましたけれども、各部署とですね、連携をとりながら、きちんとした判断とですね、そして検討していきたいというふうに思います。ご指摘のとおりだというふうに思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

これで労働費を終わらせていただきます。

ここで昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

(12 時 00 分)

議 長

会議を再開いたします。

(13 時 30 分)

先ほど織田議員の質疑に対し、一時説明を保留しました、憩いの家の冷房について、説明を求めます。

宮永住民生活課長

住民生活課長

先ほど、織田議員の方から質問ありました内容につきまして、答えが遅くなったこと、まずお詫び申し上げます。で、憩いの家の事務室に冷房設備がされているかというご質問だったかと思います。これにつきましては、事務室については冷房設備は設けておりません。以上でございます。

議 長

織田議員

4 番織田議員

大変立派な施設に、今時というのはちょっと何ですけども、冷房が入っていないというのは、やはり今年のような猛暑の時でも、実際利用する場合がありますので、今後そのようなことを、もし次の予算で考えられるのであれば、考えていただきたい。以上です。

議 長

織田議員、それでよろしいですか。

ではこの件は、終了させていただきます。

産業課長

次に 81 ページ、款 6 農林水産費に入ります。

補足説明を求めます。

本内産業課長

款 6 農林水産業費につきまして、補足説明をさせていただきます。

81 ページをご覧ください。予算現額 293,842 千円に対し、支出済額 290,236,719 円、不用額は 3,605,281 円でございます。なお農林水産業費に係る建設事業費の概要につきましては、別冊の各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業費の 4 ページから 7 ページに記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。項 1 農業費です。予算現額 288,282 千円に対し、支出済額 284,759,922 円、不用額は 3,522,078 円でございます。目 1 農業委員会費、予算現額 24,719 千円に対し、支出済額 24,619,799 円、不用額は 99,201 円でございます。次のページをお開きください。前年度の支出額と比較いたしまして、1,719,467 円増加となっております。増加の主な要因といたしましては、備考欄(1)農業委員会運営経費になりますが、平成 26 年 4 月の農地法改正により、農地台帳の一部の情報と付随する地図情報をインターネット上で公開することが義務付けられたことから、節 13 委託料において、農地情報公開システム整備業務委託料 1,101,600 円を支出したことによるものでございます。目 2 農業振興費でございます。予算現額 69,531 千円に対し、支出済額 69,438,778 円、不用額は 92,222 円でございます。備考欄(1)農業振興補助金等の計上分でございますが、中間管理機構集積協力金交付金といたしまして、26 年度につきましては 2 件の方に対しまして、経営転換協力金また耕作者集積協力金として、それぞれ交付してございます。併せて 3,032 千円を交付しております。(3)農業振興基金積立金でございますが、平成 27 年度に一括償還を行います国営灌漑排水事業負担金に充当するため、新規積立て分として 16,416 千円を積立てしているものでございます。85、86 ページをお開きください。備考欄(6)環境保全型農業直接支援事業につきましては、農薬化学肥料を慣行農法の 5 割低減と同時に、環境保全に繋がる取り組みを行うことにより、取組面積 10 アールあたりに 8 千円が交付されるものでございます。この内、国の負担分 4 千円を除いた額を支出しております。平成 26 年度につきましては、12 件の方で取り組みがありまして、177.47 ヘクタール分、7,098,800 円を交付しております。(7)農業政策推進事業経費でございます。前年度に、平成 25 年度につきましては、農業政策推進費に計上しておりましたが、平成 26 年度から農業振興費に統合したものでございます。節 19 負担金補助及び交付金において、農業経営精算対策推進会議の助成金として 698 千円、担い手育成センター助成金として 655 千円を支出してございます。(8)多面的機能支払交付金事業につきましては、平成 25 年度までは農地・水保全管理支払交付金事業として実施されて

いたものですが、この事業が見直しされたものでございます。事業の中身としましては、対象面積に応じて交付金が算定されておりますが、10 アールあたりの交付単価が制度見直しによりまして、畑におきましては 900 円から 1,360 円に、草地においては 150 円から 220 円にそれぞれ増額となっております。増額した助成金、増額後の交付金額につきましては、上更別地域資源保全会、更別北地域資源守り隊、それぞれに、申し訳ありません、併せまして 23,550,058 円を交付しております。平成 25 年度からと比較しますと、7,771,542 円の増加となっておりますのでございます。目 3 農地費でございます。継続費及び繰越事業費繰越額 12,360 千円を含め、予算現額 94,757 千円、支出済額 93,808,811 円、不用額は 948,189 円でございます。節 11 需用費の不用額 910,383 円でございますが、こちらにつきましては、備考欄(1)排水施設維持管理費の明渠排水修繕費において 668,238 円の執行残、(2)用水施設維持管理費の畑灌給水施設修繕費において 201,784 円の執行残が主なものとなっております。備考欄(4)道営事業負担金でございます。道営畑草担い手支援型事業の負担金といたしまして、平成 25 年度予算からの繰越分 12,359,519 円を含め 57,329,131 円で、地区別の内訳につきましては、更別更南地区が 9,924,150 円、更別勢雄地区が 47,404,981 円となっております。なお、土地改良事業の進捗状況につきましては、各会計決算資料の 7 ページに記載してございますので、こちらにもご参照願います。(6)明渠排水業務経費でございます。南 11 線東 12 号明渠排水路に係る経費といたしまして、節 13 委託料において、用地確定測量委託料 5,313,600 円、88 ページになりますが、節 17 公有財産購入費において、用地購入費 1,462,436 円を支出しております。節 15 工事請負費につきましては、第 9 号明渠排水路の法面改修工事としまして 2,805,840 円を支出しております。なおこの改修工事につきましては、小規模土地改良事業として、北海道の地域づくり総合交付金 1,344 千円が充当されております。目 4 営農用水費でございます。予算額 30,289 千円、支出済額 29,171,069 円で、不用額 1,117,931 円でございます。前年度の支出額より 12,411,713 円減額となっておりますが、25 年度につきましては、節 15 工事請負費で南 8 線排水管移設工事を実施していたことによるものでございます。節 11 需用費の不用額 575,924 円は、備考欄(1)営農用水施設維持管理経費の水道施設修繕費の執行残でございます。節 19 負担金補助及び交付金の不用額 440,469 円につきましては、(1)営農用水施設維持管理経費の中札内村共同管理負担金において、水道施設修繕費の執行残に伴うものでございます。目 5 畜産業費でございます。予算現額 29,609 千円、支出済額 29,584,469 円、不用額 54,531 円でございます。備考欄(1)村営牧場維持管理経費の節 15 工事請負費 3,240 千円につきましては、毎年行っておりますパドックの砂入れ替え工事を行ったもので、26 年度において

は6牧区で実施したものでございます。89、90 ページをお開きください。備考欄(3)畜産振興事業補助金等の経常分でございます。本年1月に設立いたしました更別村酪農畜産クラスター協議会運営事業の助成金といたしまして、15 千円を新たに支出してございます。(4)村営牧場整備事業単独分でございます。節 15 工事請負費 1,242 千円は、牧場改修工事として、牛の歩行轍の補修及び歩行道の補修、また給塩台の改修、乗降台の土留の改修、またスタンション幅の補修を行ったものでございます。(5)畜産振興事業補助金等臨時分でございます。3,108 千円の支出でございますが、自給飼料増産対策推進事業として、自力草地更新に要する牧草種子、土壌改良資材、肥料、除草剤の購入費、作業委託料を対象に、10 アールあたり 1,500 円を補助しているものでございます。26 年度につきましては34 件、207.2 ヘクタールに対し助成を行ってございます。なお、村営牧場利用状況につきましては、各会計決算資料8 ページに、施設の利用及び維持管理の状況につきましては、同 20 ページに記載されておりますので、こちらもご参照いただきたいと思います。目 7 プラムカントリー費でございます。予算現額 16,154 千円、支出済額 15,451,410 円、不用額 702,590 円でございます。主な事業の内容は、プラムカントリーの管理経費となっております。節 11 需用費の執行残 700,800 円につきましては、備考欄(1)プラムカントリー管理経費におきまして、施設修繕費で 400,800 円、備品修繕費で 300 千円の執行残となっております。どんぐり公園の運営状況につきましては、各会計決算資料8 ページをご参照いただきたいと思います。項 2 林業費でございます。予算現額 5,560 千円、支出済額 5,476,797 円、不用額は 83,203 円でございます。91、92 ページをお開きください。目 1 林業費につきましては、同額でございます。備考欄(2)有害鳥獣駆除対策経費におきまして、更別村鳥獣害防止対策協議会に対し、鳥獣害防止対策経費として 2,271,242 円を助成しております。平成 26 年度の鳥獣による農作物被害は 74.26 ヘクタール、19,764 千円でございます。駆除の実績につきましては、エゾシカ 139 頭、ヒグマ7頭、キツネ 42 頭、カラス9羽、ハト 32 羽でございます。以上で、補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。どうぞ。

1 番 安村さん

1 番安村議員

目 5 の畜産業費の関係で、多少説明願いたいというふうに思っております。ちょっと私の勉強不足もあって申し訳ない部分あるんですけども、当初予算に対して減額補正ということで、4,494 千円の減額ということで、不用額がそんなにさほど出てない中でですね、実質 26 年度においてもですね、畜産事業が大変困窮極まりない中でですね、対策を打つべく予算措置をしたと思うんですけども、これに対して途中経

		過でまず減額をしたという内容とですね、それに対する新たな発想が出なかったっていう寂しさはあるんですけども、とりあえず補正をせざるを得なかった、また新たな対策は打たれなかったという形に対するちょっとご説明、減額の内容についてのご説明をお願いしたいと思います。
議	長	少々時間をいただきたいということです。
		答弁調整のため、暫時休憩をいたします。(13 時 45 分)
議	長	会議を再開をいたします。(13 時 55 分)
		本内産業課長
産業課長		大変おまたせいたしました。先ほどの補正予算額に対する内容でございます。村営牧場の維持管理経費の方ですね、3,655 千円及び畜産振興事業補助金において 642 千円を減額しているものでございまして、村営牧場維持管理経費の減額の内訳につきましては、公共牧場の牧場管理人賃金、こちらがですね、当初予定していた 6 名体制が確保できなかったということで、1 名分の管理人賃金を減額してございます。こちらが 1,492 千円減額となっております。またですね、消耗品、需用費におきまして、肥料散布を行っておるところでございしますが、肥料散布の入札、見積合せの執行残で 1,514 千円が減額しているのが主なものでございます。なお、畜産振興事業の補助金の減額につきましては、自給草地更新事業の助成金、こちらがですね、取り組み面積の確定による執行残ということで、642 千円減額したものでございます。以上でございます。
議	長	ほかにありませんか。
		1 番 安村さん
1 番安村議員		すいません。91 ページ、92 ページの目 1 の林業振興費の中ですね、先ほど説明いただきました(2)備考欄の、92 ページの(2)有害鳥獣の駆除対策の経費の関係で、多少補足説明を求めたいというふうに思います。この部分の交付金、補助金については、多分更別村の鳥獣害協議会を実施し、その中の補助金がある程度、っていうか大部分を占めると思いますけども、今産業課長からそれぞれの、クマなりシカなりキツネなりの部分は、取り敢えず実績として挙げられたんですけども、この中で銃の免許の関係だとか、罠だとかっていう部分の対策も含めた多分助成金になってると思うんですけども、その点の経過についてですね、説明をしていただければありがたいというふうに思います。
議	長	本内産業課長
産業課長		はい、鳥獣害防止対策事業経費の内訳についてということでございますが、有害鳥獣に対します出役の報償費という形でございまして、ヒグマ、エゾシカ等の駆除に対しまして 1 頭あたりの単価において、報償金を払っているものが内容としてございます。そのほかにですね、駆除したエゾシカですとかキツネ、野犬、こういったものの火葬処理

議長

に係る委託経費、こういったものも含まれてございます。またですね、ヒグマ用のですね、26 年度につきましては、ヒグマ用の箱罟の購入、こちらも行っております、こういった経費についても補助対象として支出してございます。あとですね、先ほどの銃の免許等に関する助成につきましては、26 年度につきましては、実績がございませんでした。以上でございます。

ほかに質疑ありませんか。

1 番 安村さん

1 番安村議員

大変、今の説明いただいてですね、なるべく鳥獣害の駆除に対する、何でもかんでも銃を、免許を持ちなさいとは言い切れないんですけども、今村内を見ていると、高齢化が、銃の保持者の高齢化が進み、なおかつですね、リタイアされて銃を置く方も結構いらっしゃって、多分今、対策的に銃を持って出役できる方は数名しかいらっしゃらないと思うんですけども、それとてやっぱり高齢化されているということもございますので、それを含めて特段の進め方をすべく、私も取り進めるべきだというふうに考えておりますので、その点は強く改善策を望みたいというふうに考えております。

議長
産業課長

本内産業課長

はい、議員の仰るとおりですね、鳥獣害のハンターさんの人手不足といえますか、人材不足につきましては顕著なものがございまして、非常に高齢化もすすんでおり、課題として捉えているところでございます。27 年度につきましては、1 名の方、新しく免許の所持をしていただいたということもございまして、こちらも鳥獣害防止対策の助成金を活用してというようなことでございます。今後でもですね、なかなかこの、銃の免許を持つというのは、なかなか積極的に推進するのも難しい部分もございますけれども、鳥獣害防止対策にご協力いただける方につきましては、そういった免許の取得にですね、取り組んでいただけますよう、助成制度については引き続き継続をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

次、91 ページ、款 7 商工費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長

産業課長

商工費について、補足説明をさせていただきます。91、92 ページになります。予算現額 118,275 千円に対しまして、支出済額 104,851,315 円でございます。翌年度繰越額 12,250 千円、不用額は 1,173,685 円でございます。項 1 商工費について、同額でございます。目 1 商工総務費、予算現額 533 千円に対しまして、支出済額 472,642 円、不用額は 60,358 円でございます。主に消費生活相談事業に要する経費となっております。目 2 商工業振興費でございます。予算現額 84,266 千円に対し、支出済額 71,484,571 円、翌年度繰越額 12,250 千円、不用額は

531,429 円でございます。備考欄(1)商工業振興対策経費の節 19 負担金補助及び交付金につきましては、商工会への運営助成金でございます。(2)商工業関係資金利子補給事業経費につきましては、平成 26 年度から中小企業近代化資金特別融資における運転資金の融資拡大を図ったことから、前年度に比較いたしまして 958,563 円の増加となっております。また(3)商工業関係資金預託金につきましても、同様の理由から融資機関への預託金を 25,000 千円増額したものでございます。資金利子補給事業の執行状況につきましては、各会計決算資料 9 ページをご参照いただきたいと思います。節 19 負担金補助及び交付金の不用額 530,449 円でございますが、94 ページをお開きください。備考欄(4)商工業活性化事業の商店街活性化事業の執行残 492,020 円が主なものでございます。事業の内容につきましては、商工会が行っておりますどんぐり村の中元大売り出しに 2,000 千円、またどんぐり村の新春大売り出しに 4,507,980 円を、それぞれ助成したものでございます。なお翌年度繰越額 12,250 千円につきましては、国の平成 26 年度補正予算に盛り込まれておりました地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、こちらを活用してプレミアム付商品券発行事業を実施するため、翌年度へ繰越したものでございます。目 3 観光費でございます。予算現額 33,476 千円に対しまして、支出済額 32,894,102 円、不用額は 581,898 円でございます。節 11 需用費の不用額 458,848 円につきましては、カントリーパーク及び情報拠点施設の修繕費の執行残 406,952 円が主なものでございます。備考欄(3)地域おこし協力隊事業につきましては、平成 26 年度から企画政策課で所管しておりました特産品開発事業を、産業課に所管替えをしたことから、2 名分の活動費が追加され、3 名分の経費を支出したものでございます。前年度より 6,055,848 円増加したものでございます。(4)観光物産総合振興事業につきましては、こちらも平成 25 年度まで実施しておりました観光振興事業に、特産品開発を含めた物産振興事業を、一元化して行うよう新設したものでございまして、節 13 委託料 1,171,276 円の内訳でございますが、シャクヤク栽培試験委託料 771,676 円、すももの里収穫業務の委託料 194,400 円、観光 PR 用品の作成委託料 205,200 円となっております。96 ページをお開きください。節 18 備品購入費の 820,584 円でございますが、運搬しやすい形式のコンパクトに収納できる形態の、どんちゃんの着ぐるみを新たに作成したものでございます。節 19 負担金補助及び交付金の 9,748,600 円でございますが、企画政策課から所管替えいたしました、全日本ママチャリ耐久レース実行委委員会の助成金 1,000 千円、またどんぐり推進部会の助成金 200 千円、このほかに従来から所管しております観光協会運営事業の助成金 46,228,000 円、また更別大収穫祭実行委員会の助成金が 3,000 千円、国際トラクター BAMB A 実行委員会の助成金が 724 千円、全日本オ

議長

ーブンパークゴルフ in 更別実行委員会の助成金が 150 千円、こちらが主なものとなってございます。以上で商工費の補足説明を終わります。

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1 番 安村さん

1 番安村議員

大変申し訳ございません。93、94 の観光、目 3 の観光費の中ですね、地域おこし協力隊における、今、ご説明ありましたけれども、観光並びに特産品の開発部分っていうご説明ございましたけども、特産品の開発部分についての今の現状、並びにですね、26 年度からの継続でも構いませんので、それら特産品の開発に係る具体的内容がわかればですね、ご説明願いたいというふうに思います。

議長
産業課長

本内産業課長

地域おこし協力隊員の特産品関係の活動状況ということでございますが、特産品、3 名の、現在 3 名の地域おこし協力隊員活動いただいているところでございます。主に 1 名は観光、もう 2 名が特産品開発というような、大まかな業務分担を行っているところでございます。なおですね、相互に連携する部分、また人手の関係もございまして、明確に区切ったものではなく、分担をしながら協力して行っているものでございます。特産品開発につきましては、企画政策課の方から所管替えをした 2 名分が、特産品開発ということでございますが、継続して行っております、きたほなみを活用したうどんの製造、こちらの方に従事をしていただいているのが主なものとなってございます。そのほかですね、すももの里のすももを活用した新たな特産品の試作、そういったものにも研究を取り組んでいただいているところでございます。こちらの方ですね、いろいろな方法を試しながら、実施をするというところでございまして、何て言いますか、製品化に至ってるものについては、至ってないわけでございますけれども、26 年度につきましては、乾燥、すももを乾燥させたものを活用したものですとか、それを使ったお茶にしてみるですとか、そういったことについても研究をしているところでございます。なかなかですね、技術的な部分の難しさ等もございまして、製品化には至っておりませんが、発想、アイディア等それぞれ、すばらしいものを提案していただいているところもございますので、こういったものをですね、具現化するべく、27 年度も取り組みについて更に深く進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長
1 番安村議員

1 番 安村さん

今ご説明いただいたように、きたほなみあるいは地場産のすももの果実を利用したという形で、継続的に実施するというご説明いただきましたけども、あくまでも地域協力隊が孤立することなくですね、や

		はり地域、更別農業高等学校なり、それなりの加工部会も含めてですね、うまく利用しながらですね、新たなチャレンジをしていただきたいというふうに、今後とも特段のご配慮を願いたいというふうに思っております。
議	長	本内産業課長
	産業課長	お言葉いただいたとおりですね、そのような形で進めてまいりたいと考えております。なおですね、今年度からですね、どんぐり推進部会の方に更別農業高校さん、加わっていただきまして、共にですね、開発、特産品の開発を進めてまいりたいというようなことで、連携体制を整えてきてございます。この活動の中でですね、地域おこし協力隊員が加工の方の、更高さんの方にもおじゃまをしながら、共にですね、取り組めるような体制づくりに努めているところでございます。今後共、そのような形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
議	長	西山村長
	村	今、議員さんのお話ありましたけれども、地域おこし隊にはですね、果たしている役割は非常に大きなものもありますし、またですね、地域おこし隊からですね、また居住をしていただいて、村のですね、いろんな部分でですね、働いていただいているところもあります。特産品の開発においてはですね、今課長の方から話がありましたけれども、どんぐり推進部会とかですね、更別農業高校であるとかですね、振興公社もそうですけれども、いろんな形でですね、それぞれアイディアを、発想を出し合ってですね、進めております。これからはですね、村の特色を出していくっていうんですか、いろいろなですね、すももとかですね、小麦とかですね、いろんな農産物をですね、工夫、加工してですね、そういうような形での特産物の開発、それにですね、連携をしてですね、推進していきたいと考えております。よろしく願いいたします。以上であります。
議	長	ほか、質疑ありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	商工費を終わらせていただきます。
		この際、午後 2 時 25 分まで休憩いたします。(14 時 13 分)
議	長	会議を再開をいたします。(14 時 24 分)
		95 ページ、款 8 土木費に入ります。
		補足説明を求めます。
		佐藤建設水道課長
建設水道課長		款 8 土木費について、補足説明させていただきます。款 8 土木費、予算現額 640,436 千円で、支出済額 611,573,233 円で、繰越額 19,200 千円、不用額 9,662,767 円となっています。項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、支出済額 3,666,699 円で、主な内容は道路台帳管理と地籍

管理となっています。道路現況調書につきましては、別冊の平成 26 年度各会計決算資料 14 ページをご参照願います。項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費、支出済額 88,932,836 円で、不用額 5,140,160 円となっています。除雪出動が予想より減となったことにより、除雪対策経費、委託料ほかの減が主な要因となってございます。97、98 ページをお開きください。目 2 道路維持改良費の支出済額 32,345,150 円、不用額 576,850 円となっています。主な事業は、街路灯の管理と村道舗装補修および区画線工事を実施しています。備考欄(3)道路補修対策事業が、財政的理由により新設となり、前年度の道路補修事業から節 11 の需用費、節 15 工事請負費、節 16 原材料費を、それからまた道路維持補修経費から節 11 需用費の村道修繕費を移動しまして、節 18 備品購入費を設け、それでは凍結防止散布剤を購入しております。不用額の主なものは、98 ページ備考欄(1)街路灯維持補修費の修繕費と、備考欄(3)道路補修対策事業の村道修繕費の減が主なものでございます。目 3 道路新設改良費の支出済額 183,559,103 円で、不用額 5,897 円となっています。主な事業は、98 ページ備考欄(1)道路改良舗装事業の工事請負費で、事業内容は道路整備として、南 8 線改良舗装工事、東栄協和線改良工事を実施しています。村道舗装強化として、南 13 線更別停車場線のオーバーレイを実施しています。市街地において、上更別東 1 条通り調査測量設計改良舗装工事、上更別停車場線、上更別駅北通り歩道改修工事を実施しております。また勢雄 17 号に係る土地を取得しております。別冊の平成 26 年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業調 4 ページをご参照願います。目 4 橋りょう維持改良費の支出済額 2,283,600 円、不用額 400 円となっています。主な事業としまして、98 ページ備考欄(1)橋りょう整備事業の節 19 負担金補助及び交付金で、事業内容は東 8 号ほまれ橋を北海道帯広建設管理部河川担当で調査していただいた分の負担分でございます。前年度は、委託料で橋りょう長寿命化修繕計画策定を、工事請負費で東 6 号紅橋改修整備、東 8 号極光橋護岸工事を実施いたしました。項 3 住宅費、目 1 住宅管理費の支出済額 75,927,806 円で、不用額 500,194 円となっています。主な事業は 100 ページをお開きください。備考欄(4)村営住宅等改修事業の工事請負費で、事業内容は公営住宅の長寿命化のための改善として、花園団地の給湯設備の改修工事、曙団地、中央団地、コーポ緑風の屋根外壁、断熱改修工事を実施しています。別冊の平成 26 年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設調 3 ページをご参照願います。次に不用額の主なものは、決算書の節 23 償還金利子及び割引料の 246 千円で、住宅敷金償還金で対象者が退去しなかった、ということで残っております。目 2 賃貸住宅建設促進費の支出済額は 9,652,039 円、繰越額 19,200 千円、不用額 961 円となっています。節 19 負担金補助及び交付

	金は、建設助成金で1件と賃貸住宅建設資金利子補給で1件に助成しています。目3民間住宅整備費の支出済額は11,150千円で、不用額は3,200千円となっています。100ページ備考欄の(1)太陽光発電システム普及促進事業は、設置工事助成として事業用2件に助成しております。(2)民間住宅建設促進事業は、住宅建設助成として11件に助成しております。不用額につきましては、太陽光発電システム普及促進事業及び民間住宅建設促進事業の執行残となっております。目4住宅建設費の支出済額204,056千円で、不用額1千円となっています。主な事業は、100ページ備考欄(1)村営住宅等整備事業の工事請負費で、住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画により、若葉団地公営住宅の新築工事实施設計委託業務及び建替え工事を実施しています。事業内容は、別冊の平成26年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計事業調3ページをご参照願います。以上で補足説明を終わらせていただきます。
議長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。どうぞ。
6番村瀬議員	6番 村瀬さん 100ページなんですけれど、100ページにあります節の23償還金利子及び割引金の関係で、不用額が先ほど何か、住宅の、ちょっと聞き取れなくてですね、退去しなかったという何か理由によるような話ですけど、もう少し詳細について説明願います。
議長 建設水道課長	佐藤建設水道課長 これは住宅、公営住宅に入られるときに保証人がいない場合、敷金というのをいただいております、その関係で、平成12年まではこちらの方で一応予算を組ましていただいていたという部分が、まだ退去、全員されていないので残っていると、状態でございます。今、それ以降につきましてはですね、歳入歳出外会計ということで処理してるので、載ってはいけません。これについてはちょっと、先にですね、決算審査の中でもちょっと言われておりまして、今後ちょっと検討するというような材料になってはございます。
議長	ほか、ありませんか。
議長	(ありませんの声あり)
	それでは99ページ款9消防費に入ります。
総務課長	補足の説明を求めます。 吉本総務課長 款9消防費につきまして、補足説明させていただきます。款9消防費、項1消防費、繰越事業費を含め予算現額272,043千円、支出済額217,959,723円、翌年度繰越額49,576千円、不用額4,507,277円となっています。目1消防費の不用額4,219千円は、前年度からの繰越分で、消防広域に伴います消防救急デジタル無線整備の入札結果による

執行残となっております。備考欄(1)南十勝消防事務組合補助金等は、南十勝消防事務組合本部と更別支署に対する負担金でございます。前年度比較 46,461,510 円の増となっております。支出済額 215,744 千円の内訳は、支署負担分、負担金で 137,141 千円、本部共通経費 12,278 千円、それから繰越分 66,325 千円となっております。支署負担金は前年度比較で 13,640 千円ほどの減となっております。26 年度の主な事業は、防火水槽水利標識 4 箇所の更新をしております。支出済額が 121,305 円を行っております。25 年度につきましては、消防庁舎外壁等の改修で 11,550 千円、防火水槽 4 基解体工事 1,890 千円、それから備品購入等が約 2,300 千円ほどございました。次に本部共通経費につきましては、前年度比較 6,223,490 円の減となっております。前年度は、広域化に伴う消防救急デジタル無線実施設計 1,953 千円及び 3 年に 1 度精算されます職員の退職手当組合負担金追加納付金 3,885,490 円がございました。翌年度繰越額 49,576 千円につきましては、消防救急デジタル無線整備と高機能指令センター整備に係る特定財源となるものでございます。なお、平成 26 年度南十勝消防事務組合会計決算資料更別支署分を、配布させていただいておりますので、ご参照願います。目 2 災害対策費でございますけれども、備考欄(1)防災国民保護事業で、防災行政無線戸別受信機の修理及び購入、機器の補修点検等の費用でございます。戸別受信機につきましては、40 台購入し、1,402 台中、現在 78 台が在庫として保有しております。なお戸別受信機の購入につきましては、102 ページになりますけれども、備考欄上から 2 行目、備品購入費でございますけれども、1,279,800 円支出しておりますけれども、これにつきましては北海道市町村振興協会特別支援事業交付金 1,235 千円を充当しております。以上で、消防費の補足説明を終わります。

議 長

消防費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

次に 101 ページ、款 10 教育費に入ります。

補足の説明を求めます。

新関教育次長

教育次長

それでは款 10 教育費について、補足説明させていただきます。101、102 ページをお開きください。予算現額 508,188 千円、支出済額 498,018,618 円、不用額 10,169,382 円であります。前年度の支出済額と比較しますと、83,416,673 円の増となっておりますが、その主な要因は、臨時経費であります学校教育施設ですとか、社会教育施設、社会体育施設等の改修事業、そちらが主な要因となっております。項 1 教育総務費、予算現額 149,389,085 円、支出済額 147,829,405 円、不用額 1,559,680 円となっております。目 1 教育委員会費、支出済額

20,447,502 円、不用額 47,498 円、備考欄(2)教育総務補助金等經常分、こちらにつきましては教育関係団体ですとか、協議会等の負担金となっております。備考欄(3)更別農業高等学校教育支援事業、節 19 負担金補助及び交付金 4,790 千円、内訳としましては教育支援事業として 2,750 千円、それと平成 26 年の海外実習派遣事業 2,040 千円となっております。備考欄(4)更別農業高校生徒確保等支援事業臨時分、節 19 負担金補助及び交付金 12,272,369 円、こちらは更別農業高校の生徒確保の支援事業ということで、生徒確保の支援としましてスクールバス負担、各種支援、資格取得の支援、全国農業クラブ大会ですとか遠隔地からの生徒受入れに伴うホームステイ等の支援助成ということになっております。目 2 事務局費、支出済額 126,594,897 円、不用額 1,511,188 円、備考欄(2)指導主事共同設置事業 5,958,101 円ですが、こちらは中札内村との共同設置によります指導主事活動経費ということで、平成 26 年度からの 3 年間は、指導主事執務場所は中札内村ということになっておりますので、事業費の 2 分の 1 であります 5,958,101 円、こちらを中札内村の方へ負担しております。続きまして、103、104 ページをご覧ください。目 3 こども夢推進費、支出済額 787,006 円、不用額 994 円、備考欄(1)こども夢基金事業、節 19 負担金補助及び交付金、こちらにつきましては、小学生を対象とした茶道教室等に対しての事業費等の助成金となっております。備考欄(2)こども夢基金積立金、節 25 積立金 613,428 円、こちらは寄附金 610 千円と基金利息 3,428 円となっております。続きまして項 2 小学校費、予算現額 63,930 千円、支出済額 62,562,352 円、不用額 1,367,648 円、目 1 学校管理費、支出済額 61,220,209 円、不用額 1,333,791 円、不用額の主なものとしましては、11 需用費 908,665 円こちらは、備考欄(1)小学校運営経費、こちらの修繕費等、それから備考欄(2)学校施設維持管理経費の燃料費、修繕費等の執行残となっております。また 14 使用料及び賃借料の不用額 145,323 円、こちらは備考欄(1)小学校運営経費の複写機使用料等の執行残ということになっております。主な中身ですが、備考欄(1)小学校運営経費 23,982,449 円でありますけれども、節 7 賃金 7,415,100 円、こちらは特別な支援を要する児童の特別支援教育支援員というようなことで、更別小学校 2 名、上更別小学校 1 名を配置しております。節 18 備品購入費 2,085,315 円、こちらは更別小学校 5、6 年生の机、椅子ですとか、印刷機等の更新をおこなっているところであります。105 ページ、106 ページをお開きください。備考欄(5)学校施設改修事業小学校、節 15 工事請負費 21,319,200 円でありますけれども、内訳としましては更別小学校の校舎等改修費 1,663,200 円、こちらは電気温水器 2 台の更新、それから自転車の駐輪場の塗装工事を行っております。また上更別小学校校舎改修工事費 19,656 千円、こちらは校舎の屋根ですとか壁の一部、職員用トイレ等

の洋式化、保健室内でのシャワーの設置及び屋体の屋根及び外壁塗装、こちらを行っております。なお上更別小学校校舎等改修工事につきましては、別添であります一般会計建設事業調5ページを参照いただきたいと思います。続きまして項3中学校費、予算現額25,008千円、支出済額23,442,892円、不用額1,565,108円、目1学校管理費、支出済額23,100,978円、不用額1,561,022円です。不用額の主なものですが、11需用費1,199,239円、こちらにつきましては備考欄(2)学校施設維持管理経費の中の燃料費ですとか、修繕費等の執行残、それから18番備品購入費133,496円、こちらにつきましては備考欄(1)学校運営経費の備品購入費の執行残というようなことになっております。事業の主な内容ですが、備考欄(1)中学校運営経費9,485,850円ではありますが、節8報償費233千円、こちらは学習指導要領の改定に伴いまして、武道の必修として柔道を選択していることから、外部補助者としての指導員を設置しておりますし、またいじめ等に対する適応指導員、こちらを継続して配置してるところであります。節18備品購入費1,035,504円ではありますが、こちらは事務用の机ですとか椅子、それから教師用のノートパソコン等を購入しております。備考欄(3)外国語指導推進事業、節13委託料4,418,712円、こちらは外国語授業の充実のため、外国語指導助手を配置しております、小学校の授業それから幼稚園の保育、一般住民への英語教室等も対応して、こちらで予算を組んでおります。107、108ページをお開きください。備考欄(6)学校施設改修事業、節15工事請負費2,667,600円ではありますが、こちらは給湯設備設置工事、それから職員室のトイレを和式から洋式へ改修というようなことを行っております。続きまして項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、予算現額47,276,915円、支出済額45,814,068円、不用額1,462,847円です。不用額の主なものとしまして、11需用費1,157,205円、こちらにつきましては備考欄(1)幼稚園運営経費の修繕費等の執行残、また備考欄(2)園舎維持管理経費の修繕費、燃料費等の執行残ということになっております。主な内容ですが、備考欄(1)幼稚園運営経費19,992,497円、主なものですが、節7賃金14,590,719円、こちらは園長の賃金を含みます幼稚園業務に伴います臨時及び嘱託職員の賃金となっております。備考欄(4)園舎改修事業、節15工事請負費14,040千円、こちらにつきましては更別幼稚園等園舎、ごめんなさい、更別幼稚園園舎等の改修工事ということで、更別幼稚園それからどんぐり保育園の共用駐車場について、改修をおこなっております。なお園舎改修事業につきましては、別添のですね、一般会計建設事業調の5ページをご参照いただきたいと思います。続きまして109ページ、110ページをお開きください。項5社会教育費、予算現額127,563千円、支出済額125,645,514円、不用額1,917,486円、不用額の主なものとしまして、11需用費244,295

円、こちらにつきましてはページが飛ぶんですけれども、112 ページの備考欄(7)文化推進経費、こちらの修繕費等が主な執行残ということになっております。戻って 109、110 ページですけれども、目 1 社会教育総務費の主な事業ですけれども、支出済額 19,392,925 円、不用額 403,075 円となっております。主な中身ですが、備考欄(2)図書室運営経費 6,067,632 円、節 7 賃金 4,034,252 円、こちらは図書管理職員 2 名の賃金となっております。節 18 備品購入費 1,440,649 円、こちらは図書室の図書の購入費となっております。また続きまして備考欄(4)青少年教育推進経費 2,395,028 円であります。こちらは青少年劇場の開催経費、地域子ども会、子ども交流事業等の経費となっております。この子ども交流事業につきましては、平成 26 年度は更別村の方で受入れというように交流を行っております。続きまして 111、112 ページお開きください。備考欄(7)文化推進経費 3,826,917 円、節 11 需用費 1,347,522 円、こちらは村の文集であります総合誌さらべつの印刷経費となっております。また節 13 委託料 442,800 円、こちらにつきましてはヤチカンバ保存整備委託料ということで支出されております。こちらは平成 20 年に保護地域内の、保護地域内ですね、それと村内の小中学校にそれぞれヤチカンバを移植しておりまして、その苗の現在の生育状況を追跡調査するというようなことで行っておりまして、その経過をふまえて今後の保全作業の参考ですとか、行っていきたいと思っております。節 19 負担金補助及び交付金 1,855 千円、こちらは文化協会助成金、それから文化振興公演等の助成金であります。またこのほかとしましては、この文化推進経費の中で北海道近代美術館等と共催で、ぐるっと美術館地域推進事業、移動美術館、こちらを開催しておりまして、受付補助員の賃金ですとか、ポスター作成経費、チラシ折込み料というようなことで、83,315 円こちらを支出しております。続きまして目 2 社会教育施設費、支出済額 106,252,589 円、不用額 1,514,411 円、不用額の主なものですが、11 需用費 332,183 円、こちらは備考欄(1)農村環境改善センター維持管理経費の燃料費等の執行残となっております。13 委託料 1,136,789 円、こちらは改善センター改修工事で施設を休館しまして、その休館した期間の管理清掃業務等の委託料、その分についての執行残となっております。主な内容ですが、備考欄(2)農村環境改善センター改修事業 96,342,978 円、節 11 需用費 734,400 円、こちらは視聴覚室の視聴覚機材等の撤去、移設及び視聴覚室とロビーへの公衆無線 LAN 整備、こちらを行っております。節 15 工事請負費 94,880,550 円、こちらは壁及び天井の一部改修、外壁塗装、施設全体の暖房対策、外構、外回りのブロック塀の改修等を行っております。なお改善センターの改修事業につきましては、別添の一般会計建設事業調の 5 ページ、こちらをご参照ください。113 ページ、114 ページをお開きください。節 18 備品購入費 728,028 円、

こちらは視聴覚室の液晶プロジェクター更新等、視聴覚機材を購入しております。続きまして項6保健体育費、予算現額82,866千円、支出済額81,276,805円、不用額1,589,195円、主なものでありますけれども、目1保健体育総務費、支出済額2,937,344円、不用額87,656円、こちらはスポーツ推進委員の活動費それからときめき夢民塾等のスポーツ教室開催に伴う経費、体育連盟及びスポーツ少年団の活動助成等の経費となっております。続きまして目2体育施設費、支出済額48,925,458円、不用額470,542円、不用額の主なものとしましては、11需用費388,779円、こちらはページが飛びますが116ページ、備考欄4コミュニティプールの維持管理経費の光熱水費の執行残、続いて備考欄(5)のトレーニングセンター維持管理経費の燃料費等、そちらの執行残が主なものとなっております。事業内容ですけれども、114ページに戻りまして備考欄(1)柔剣道場維持管理経費、こちらから116ページの(7)村民スケートリンク造成管理経費までは、各体育施設の維持管理経費ということで計上させて、執行させていただいております。備考欄(8)柔剣道場改修事業10,473,450円、節15工事請負費こちらは屋根の防水、外壁塗装、それから温風暖房機の設置等を行っております。なお柔剣道場の改修事業につきましては、一般会計建設事業調5ページ、こちらをご参照ください。備考欄(9)コミュニティプール改修事業3,672千円、節15工事請負費こちらは水質管理を行います自動塩素管理装置、こちらを更新、それと加圧給水ポンプそれから床暖房の配管修理等を行っております。備考欄(10)トレーニングセンター改修事業1,562,760円、節11需用費115,560円、こちらは国道側の壁面のですね、イラストの補修を行っております。次のページ118ページですけれども、節15工事請負費1,447,200円、こちらは正面玄関の階段部分のタイルが傷んでおりまして、こちらの補修を行っております。続きまして、目3学校給食費、支出済額29,414,003円、不用額1,030,997円、不用額の主なものとしましては、11需用費687,472円、こちらは備考欄(2)学校給食センター維持管理経費の燃料費、光熱水費等の執行残、12役務費100,717円こちらは備考欄(3)学校給食センター運営経費の各種手数料関係の執行残、それと19負担金補助及び交付金の100,720円、こちらは備考欄(6)保護者負担軽減事業等の執行残となっております。事業の主な内容ですが、備考欄(3)学校給食センター運営経費14,031,154円、節7賃金12,328,314円ではありますが、こちらは調理員5名それから給食配送業務員1名の賃金となっております。備考欄(4)学校給食センター改修事業9,360,800円、節15工事請負費3,218,400円、こちらは蒸気ボイラーの更新を行っております。節18備品購入費5,918,400円、こちらは冷凍庫、包丁、まな板、殺菌庫、真空冷却機等を更新しております。なお学校給食センターの改修事業につきましては、別紙の一般会計建設事業調5ページ、こち

らをご覧くださいと思います。備考欄(5)ふるさと給食事業、それから(6)の保護者負担軽減事業、これにつきましては継続して実施しております。続きまして項7教育諸費、予算現額12,155千円、支出済額11,447,582円、不用額707,418円、目1研究奨励費、支出済額2,568,319円、不用額688,681円、不用額の主なものなんですけれども、119ページ、120ページお開きいただきたいんですが、19の負担金補助及び交付金の688,300円、こちらは備考欄(2)の研究奨励事業補助金等ということで、各種教育関係団体への決算に基づきまして助成金の会計繰戻し等の中身になっております。戻りまして備考欄(1)教育奨励事業経費、節11需用費477,619円、こちらは学校推進協議会等、教育団体が発行しております村内文集等の発行物の印刷製本費となっております。次のページ119、120ページですけれども、備考欄(2)研究奨励事業補助金等2,090,700円、こちらは学校教育それから学校運営等に関する団体ということで、学校教育推進協議会、それから教育研究所等の活動助成金となっております。目2学芸奨励費、支出済額5,890,144円、不用額17,402円です。備考欄(5)各種文化スポーツ大会派遣事業958,644円ではありますが、柔道、ソフトテニス、スケート、バレーボールの全道大会及び全国のスケート大会への派遣助成を行っているところであります。(6)入学祝金支給事業、節8報償費3,250千円ではありますが、子育て家庭の就学準備支援及び子どもの健全育成を目的としまして、65名の児童、生徒への保護者に支給しているところであります。目3財産管理費、支出済額2,989,119円、不用額1,335円、こちらは教員住宅の維持管理経費ということでなっております。備考欄(2)教員住宅改修事業1,728千円、こちらは更別小学校の教員住宅の屋根の改修ということで、1棟2戸の屋根を改修しております。最後に教育関係の決算資料としましては、各会計決算資料の15ページには学級数、児童生徒数、教職員数の状況、それから16、17ページには社会教育、社会体育施設の利用状況、18ページには給食センターの給食提供の状況、21ページには各施設の維持管理状況等を、また一般会計建設事業調5ページには、教育施設の改修事業について記載しておりますのでご覧ください。以上で、款10教育費の補足説明を終わらせていただきます。

議長

教育費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員

102ページ、104ページちょっとまたがりますが、102ページにあります備考のですね、指導主事共同設置、これあの、中札内村との共同で3年交替ってということで、いま負担金で支払うという、なったと思うんですけど、実はそこの次のページになりますが不用額に関連しまして772千円の不用額が発生しているということで、ちょっと不用

議長
教育次長

額にしては大きいんじゃないかなというふうに思いまして、もう少し細かい、この不用額になった説明をお願いいたします。

新関教育次長

この負担金補助及び交付金の不用額 772,377 円、こちらの内訳ということであれば、こちらはですね、職員等人件費の負担金の部分の不用額というようなことになっておりまして、指導主事設置事業等の残額ではないということなんですけれども。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

詳しくというのは、数字をひとつ、お願いいたします。これでいくら、これでいくら、というふうに。

議長
教育次長

新関教育次長

職員の人件費関係の負担金の残額としましては、不用額としましては、待ってください、職員人件費の方の不用額は、退職手当の部分で、こちらでいきますと 763,668 円、それと職員福祉協会負担金で 1,810 円というような形になっております。指導主事の共同設置の負担金の残額につきましては、6,899 円というような形になっております。

議長

ほか、ございませんか。

4 番織田議員

4 番 織田さん

農村公園にあります大型遊具ですか、あのことについてお伺いいたします。あれは大変子どもさんが賑わってるわけなんですけども、子どもというのはまあどのような行動を起こすかわからないということで、やはり万が一の事故には備えているとはおもうんですけども、特に保険等を含めた備えている内容をお願いしたいと思います。

議長
教育次長

新関教育次長

農村公園の遊具の安全面ということなんですけれども、あちら、あの部分につきましては、建設してからはですね、業者の保証期間というようなこともありまして、年 1 回春先に専門的な、まず施設遊具に対して不具合がないかというようなことを行うようになっております。で、それを受けて教育委員会の方では、基本的には月 1 回、職員が定期点検それとあと日常的には、職員ですとか、委託業者の方がいらっしゃると思いますので、見回りしてもらおうっていうようなことになります。で、後は安全対策ということで、各遊具それぞれ最低限の安全対策はとられているのが前提で設置をされてるんですけども、一応表示としましては、表示の仕方、こういうふうに使ってほしいというような表示ですとか、何歳から何歳までが使えますよだとか、という部分の表示をするだとか、というようなことを対策としてとっているのかなと、で、あと職員の部分につきましては、どうしても技術的な、専門的な知識はないっていうようなこともあるんですけども、今年も教育委員会の職員が、27 年度になってしまおうんですけども、教育委員会の職員の者、遊具のこういう点検関係の研修会が札幌の方であ

りましたので、そちらの方に派遣して、そういう技術を高めるだとか、ということで予防もそうですし、そういう部分では体制をとっていききたいということで行っております。

議 長
4 番 織田議員

4 番 織田さん

大変努力してるっていうか、がんばって遊具の安全に努めてるってのはわかるんですけども、何せ使ってるのは子どもなわけで、万が一事故等が起きた場合に、補償問題とかいろんな問題に発展する恐れはあると思うんですよね。その時にやはり、保険等で対応するとか、そういうことは全然考えてないのか、それともその辺も視野に入れて、そういう保険とか何かに入ってるのか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

議 長
教育次長

新関教育次長

通常、村、行政の施設で事故が起きた場合の対応ということで、一般的なことでいきますと、当然施設の管理する側の不手際というようなことであれば、村の方でいろんな保険が加入されているということなんですけれども、この施設に関していけば、保証保険というのも別途加入されておりますので、ま、保険が入っているからいいっていうことではないんですけれども、そういう部分の保障については、対応はされているということで考えております。

議 長
教 育 長

萩原教育長

安全対策ということで、子どもたちですね、だんだん遊具に慣れてくると、想像しないようなことをやってしまうっていうことも考えられます。それで、言って聞かせなければいけないっていう部分もございますので、校長園長会議等ではですね、例えば夏休みとかにそういうような形で遊ぶときに、その本当に危険な遊びはしないようにということの指導するということでは、学校の方にもご協力を求めていますね、安全に遊んでもらうっていうようなことで、お話はさせていただいております。

議 長
村 長

西山村長

織田議員さんのお話、もっともでございます、今説明があったようにですね、大型遊具に限らずですね、管理、村が管理する部分については保険に対応しているわけなんですけれども、何せですね、仰るとおり子どものね、ことですので、村長室から非常によく見えます。で、階段を逆さまに上がっていったりとか、いろいろある、すべり台上がる、あるんですけれども、課長会議の時にですね、その部分お話をしてですね、委員会の方も月 1 必ずですね、定期点検って言う形できておりますし、実際に職員はですね、すべり台をすべったり、ぶら下がったり、同じようにして遊んでですね、点検をしております。で、それとですね、業者の方の点検ということで、点検の方についてはしても、し足りない部分はあるんですけれども、一応行っているという

ことです。実際にですね、私のところから見てますとですね、連休の時も多かったですけども、2学期明けてからもですね、夏休み前もだいたい週平均でですね、観光バスが週にですね、だいたい多い日でですね3台、通常でですね、1台か2台ということで、かなりのですね、調査をすればですね、本当にかんりの数のですね、子どもたちが来てます。小学生、で多くの部分はですね、幼児がですね、親子で一緒に来てます。で、来た時に、私必ずいくことにしてるんですけども、非常にですね、評判が良くて、あのクッションとかですね、いろんな部分で行き届いてますね、非常に公園が整備されてますっていうことで、きれいに整備されてるってことですけども、一応注意喚起ということで、いろんな看板もありますけれども、これからも注意してですね、安全に遊べるように、事故ないようにですね、がんばってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

ほか、質疑ありませんか。

2番 太田さん

2番太田議員

105、106 ページの項3目1備考にある外国語指導推進事業の委託料についてなんですけど、この4,418,712 円の内訳、1コマあたりいくら払ってるとか、1時間なのかわからないんですけど、その単位と金額と時間の内訳を教えてください。

議長
教育次長

新関教育次長

4,418,712 円の内訳なんですけれども、こちらの業者委託っていうようなことで、業者の方に委託しまして、指導員を派遣していただくというような形になっておりまして、こちらは月額掛ける12ヶ月というようなことでなってますので、月額368,226 円というようなことで、掛ける12ヶ月と、その中で中学校ですとか、小学校それから幼稚園、一般住民だとかに対応してもらっているような契約になっております。以上です。

議長

2番 太田さん

2番太田議員

月額で料金を支払っているということなんですけれども、その間の月の回数ってのは決められてないんですか。月、何時間。

議長

ちょっと調べさせてもらいます。

調査のため、暫時休憩をいたします。(15時13分)

議長

会議を再開します。(15時22分)

新関教育次長

新関教育次長

大変失礼いたしました。契約上はですね、月額というようなことで、年間150日を目処に契約しておりまして、26年の実績でいきますと、それを超えた164日というようなことになってます。これは契約の中で、話し合いの中で、いいよというようなことで、やりくりをしておりますね。で、中身としましては、幼稚園、小学校、上更別小学校

	ですね、それと中学校、英会話教室というようなことで行っております。単位が、授業自体は1時間だとかってコマですけども、ある程度半日単位だとかで、準備したりだとかそういう時間も出てきますので、そういのを含めての150日というようなことで、ある程度柔軟にできるようには、契約上なっております。すいませんでした。以上です。
議長 2番太田議員	2番 太田さん ってことは、日数でのあれで、時間の取り決めっていうのは特にはないんですか。
議長 教育次長	新関教育次長 契約の仕方なもんですから、先ほど言ったように厳密にその授業の時間でぴったりということではなくて、その前段の準備ですとか、終わった後のことだとか、そういうのを含めての契約というような形になってるもんですから、時間というよりは、そういう日数というかですね、契約の仕方になってるんですけども、はい。
議長 2番太田議員	2番 太田さん ということは、1日、例えば明日来てくれるってなった時に、1時間であり、4時間であり、それは交渉次第で料金関係、月額の料金で決まってるものだから、1時間の授業であったり、それが4時間になったり、小学校と中学校両方行ったりってことも可能だということですか。
議長 教育次長	新関教育次長 はい、あくまでも、基本的な契約の中身というようなことですので、実際の運用としてはですね、業者の方もそこまで厳密に、1時間単位でこれ以上契約だからとか、っていうことではなくて、お互いに柔軟に対応できるような契約になってますので、その都度話し合いで行ってます。ただ、最低限のクリアは、当然してないと村としても、委託料払ってるわけですから、それは困るんですけども、一応考え方としてはそんな形になっております。
議長	ほか、ございませんか。
1番安村議員	1番 安村さん 目の3の学校給食の関係でちょっと確認のため、ご説明いただきたいと思います。実は備考欄のふるさと給食助成の関係で、少し内容等説明いただければというふうに思ってます。親御さんにとっては、ふるさと給食っていう部分で、期待している部分もある人もいらっしゃるし、じゃあどこまで原材料が更別のものなんだっていう疑問も持ってる方もいらっしゃると思うんですけども、今実績で800千円の、定額になるかどうかわからないんですけども、ふるさと給食を出しているっていう部分のメニューの内容等、またどの位出しているのか等も含めてですね、ちょっと詳細についてご説明いただければありがた

議長
教育次長

と思います。

新関教育次長

ふるさと給食というようなことで取り組んでまして、26年度800千円というようなことなんですけれども、食材がですね、なるべくなら地産地消というようなことで、地元の食材ということを活用したいということなんですけれども、趣旨としましては、そうなりますとどうしても単価の面だとか、いろいろとその給食費の一食あたりの単価ですよね、給食費ですね、そちらに影響してしまうというようなこともあるものですから、こういう助成という形をとって、利用してるということなんですけれども、ちょっと具体的に、いろいろと食材の購入の中で、やりくりしているものですから、ちょっと何食がどうこうというのが、ちょっとすぐは出てこないんですけれども、主だったものでいけば、地元のヤーコンですとか、かぼちゃ、人参、たまねぎ、いも、アスパラですとか、たまごですとか、そういう地元の食材をなるべく使ってるということでもあります。たとえばごぼうですとか、長芋、スイートコーンですとか、更別産うどんを出す時もありますし、パン舎さんのパンを出すようなときもあるというようなことになります。以上です。

議長
6番村瀬議員

6番 村瀬さん

ちょっと関連になります。私もですね、ちょっとふるさと給食について考えているところなんですけど、実は前年から対比でやっぱり増えていると、そして80万某、またこれ来年の予算見ると1,200千円に膨れ上がっているという状況にあります。でですね、もう少しやっぱりあの、計画性を持ったですね、地産地消であるならば、何をどのくらいかかるんだということを含めてですね、予算計上されるべきなどの説明が、少しやっぱり足りないとは私は思ってますので、もう少し具体的に、そこの辺のところを精査した説明が出来れば、1つあの、次長の方でお願いしますわ。

議長
教育次長

新関教育次長

このふるさと給食ですね、額の増減というようなことなんですけれども、いろんな側面がありまして、先ほど言ったように、地元の食材というところもあるんですけれども、いろんな別な側面でいけば、保護者の負担軽減というか、そういう部分も出てくるんですけれども、実はあの、この中に保護者負担軽減事業というようなことで、継続実施となってるんですけれども、こちらの方、年々助成する額をですね、下げてきてるという考え方があります。で、基本的にはかかっている必要な単価というか、部分についてはいただくと、で、その分どうしても時代とともにですね、食材費が高騰していったりだとかで、やっぱり単価が上昇していったら駄目だとかってということもあるものですから、まあそれをふるさと給食って言う意味ではないんですけれども、

議長

そういう側面を持ちながら、若干助成金を、こう充実させながらバランス取っていったら、そういうような考え方で、今のところ進んでおります。以上です。

ほか、ございませんか。

3番 高木さん

3番高木議員

目2社会教育施設費、ちょっと全般に係わってしちゃうんですが、委託料の関係で、改善センターにつきましては、修繕の関係もありまして、清掃費等マイナスになって、委託料全般的に減っています。ただ、プールに関しましては、委託料が増加ということで、ほかの施設に比べて増加率もちょっと高いという部分で、こちらの方の細かい部分の資料を見ますと、清掃委託料から保守管理点検委託料という部分に、金額が振替られたというか、業務内容は変わったような数字の形になってるんですが、この辺についてはどういうことなのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

議長
教育次長

新関教育次長

こちら、予算の組み替えというか、その適正な予算の組み方にするっていう考えで、確か清掃業務も含めて監視業務っていうような中で、一括契約してたものを、厳密に監視業務、こちらあの警備業務ということにもなりますんで、それと清掃業務であれば、そういうほとんど清掃のみっていうことになるんです、ですから一応そんなような割り振りの中で、やってるということなので、おそらく総額的にそれほど変化はなかったのかなと思っていたんですが、一応考え方としては、特に業務がどうこうとかではなくて、単純に組み換えをしたという、項目的な組み換えをしたという考えになってます。

議長

3番 高木さん

3番高木議員

そしたら400千円ほど増えたっていうのは、消費税の関係も含めて、ほかのいろんな高騰というか、金額の高騰による値上げの400千円という考えでいいんですか。同じこれは業者ということでよろしいですか。

議長
教育次長

新関教育次長

25年度の比較でいきますと、そうですね、約400千円近くということなんですけれども、おそらく、特に業務的に見直しどうこうではないので、適正な単価で積算されたという中での金額かなと思っております。

議長

3番 高木さん

3番高木議員

委託料の中の業務の内容ということで、やっぱり一時あのプールの管理者が清掃者と一緒で、ちゃんと管理できてないんじゃないかというようなお話もあった中で、業務の内容の変更も含めて料金設定のし直しも含めて、そういう形でこういう変更があったのかなというふうに感じたんですが、それとは違うんですか。

議 長 教育次長	新関教育次長 厳密に、何かあの、そうですね、監視業務の方が実質的に清掃業務、人工の関係であるんだと思うんですけども、監視をしながら清掃をするだとか、そういうのは元々そういう実態はなかったもんですから、たとえばプールオープン前ですとか、終わった後の清掃は清掃で、開館の間は監視業務というような扱いにしてるもんですから、混在して、監視業務を疎かにして清掃してるだとかっていうことはないのかなと思ってんですが。
議 長 7 番本多議員	7 番 本多さん 102 ページですけども、3 の項のカッコの件なんですけれども、今大学区制で、中学の生徒どこでも入学できますし、多分更別の農高に、更別中学校の生徒がニーズが合わないのか、今あんまり、ほとんど入学される生徒がいないっていうふうに聞いて、地元の生徒ですね、中学生が、そういった中で、このその現状について、ちょっと教えてください。
議 長 教育次長	新関教育次長 ちょっと今、手元に正確な数字はないんですけども、今年 1 年生は 1 名だったかなと思いますね。2 年生が何名か、ほとんど数名かなと思いますんで、合計で多分おそらく 10 名もいないような状況かなとは思ってます。今現在の、更別出身者の子どもですね、はい。
議 長 7 番本多議員	7 番 本多さん 学校確保っていうんですか、ていうのも大事だと思うんですけども、今、更別農高に対しましてですね、海外への助成金も出しておりますよね。そういった中で、地元がいない、他町村から来るわけですけども、そういった子が更別に残っていただければ、本当は値のあるものだと思うんですけども、こういった海外への補助金を出すっていうのもちょっといかがなものかな、というふうに自分は思うんですけど、その辺についてちょっとお伺いします。
議 長 教 育 長	荻原教育長 確かに今回 3 名、すべて村外者ということになっております。それとあの、更別高校のですね、魅力を発信するっていう意味でいけば、今回のこの海外研修っていう部分については、非常に有効なものかなというふうに私は考えております。先日ですね、農業クラブの発表がありまして、その中で子どもたちが更別について発表しております。紹介させてもらいますとですね、更別高校から更別孝行に、ということで、高校を親孝行の孝行に変えて、更別村に孝行するというようなことで、子どもたち非常に更別村に感謝しております。その成果としてですね、いろんなボランティアをしていただいておりますし、地域奉仕もしていただいております。併せて村の特産品もいろいろ開発していただいております。いろんな分野で、様々な活動していただい

いる部分について、高校生はですね、改めまして更別村に対する感謝という気持ちを持っているようでございます。その部分につきます、感謝の部分につきましては、やはりですね、これ今までやってきた、今回のその海外研修を含めたですね、事業支援について感謝をされているものというふうに、私は考えております。そういう意味でいきますと、この事業について、村内者がいないということもございすけれども、できれば継続してですね、やって、更別村高校の魅力を発信して、改めて村内の中学生の高校に対する紹介もしておりますので、その部分を含めて、知っていただいてですね、入学生の増加そして村内の中学生の進路先ということで、考えていただける1つの事業になればな、というふうに考えております。以上でございます。

議長

ほか、ご意見ありませんか。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員

104 ページになります。104 ページの備考の(2)のこども夢基金、まあちょっと少額なんですけれど、実はおそらく補正予算が 279 千円あったということもありまして、結局使われた残額をすべて基金積立てというような形になってることだと思います。予算の組み方の話にもなるんですが、こども夢基金が 11,800 千円ですか、見ますと、でこれはどこまで基金として積み上げ、そしてまたこの基金の活用までのものの考え方がどこかにあるのか、ちょっと私は多いような気がしますしですね、来年度予算はそれ、一般会計の方からちょっとどういうふうにするのか、基金から崩すかはちょっとわかりませんが、そのことを含めてですね、説明をお願いいたします。

議長
教育次長

新関教育次長

こども夢基金についてなんですけれども、現在 11,000 千円ほど積立金があるということなんですけれども、こちら寄付される方がですね、こども夢基金ということで指定されて寄附を受けているというような形なものですから、上限がと言われますとなかなかこう、寄附していただいている方の気持ちが夢基金で積んでくれということで受けてるものですから、ちょっと設定がしづらいところではあるんですけれども、事業活用としましては、子どもに関する事業というようなことで、助成事業も1つの方法としまして、去年は茶道体験ですとか、いろんな、何ていうんですかね、講演会とかですね、そういうようなものの申請が上がって、その事業費が併せて 170 千円というようなことなんですけれども、過去においては、いろいろな事業を取り組んでいただいておりますので、おりますし、25 年であれば運動広場の管理棟の設置に関して、一部夢基金を充当させていただいたりですとか、小学校、更別小学校の畑の造成に関して、夢基金の一部を充当したりだとかってというようなことで、活用をしていっているというのが現状です。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

ちょっと僕、事業内容をそんなに詳しく聞いた訳ではございません。基金のあり方としてお聞きしてます。で、そここの目的ということで、基金あるのですから、それに上限がないのか、あるのか、ないか。これ財源補てんを一般会計に 500 千円、ちょっとわかりませんけどね、500 千円だとすれば、それを捻出するものはどこからがいいのかなってようなことも、ちょっと少額ですけど、そういう予算の組み方の関係でちょっとお尋ねしてますんで、よろしく願いいたします。

議長
教育次長

新関教育次長

こども夢基金としての上限ということで、こちら先ほど言ってたように寄附というようなことの目的、寄附金というようなことのもんですから、運用上、上限を設けたことはないというか、そういう形で今のところは進んでいるのかなと思っております。で、予算の組み方につきましては、一応そういう助成事業として、500 千円という、まあ数字は適正かどうかはさておいて、一応 500 千円というような形で、住民から要望があれば、いつでも対応できると。で、足りなければ補正できるとする、というような形で考えてる、そんなような考えで予算は組まさせていただいております。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

すいません。ちょっと認識不足かもしれないですけど、最後にちょっと、基金は全部寄附金でしたか。

議長
教育次長

新関教育次長

全額、指定寄附金というようなことで、寄附金の項目の中の 1 つに、こども夢基金を指定して寄附していただいているというような形になります。

議長
2 番太田議員

2 番 太田さん

119、120 ページの目 2 の備考欄の 5、各種文化スポーツ大会派遣事業なんですけど 958,644 円、前年の 25 年度が 2,290 千円くらいあったんですけど、まずこれ、この金額が支給されるのは選手なのか、父母なのか、先生なのかっていうことと、あと上限金額等もあるのか、何人までとか決まってるのか、っていうのを教えてください。

議長
教育次長

新関教育次長

スポーツ大会派遣事業というようなことで、958,644 円の部分かと思うんですけど、こちら中学生のですね、中体連大会とかそういうもので、全道全国大会出場に対しての助成金ということですので、基本的には学校教育という範疇での助成金になってますので、必要経費は全額助成させてもらっております。で、対象者は当然出場権を得た選手、それから引率の教員ということになります。額の前年度比較ということにつきましては、それぞれ全道大会、全国大会の出場する、権利を

議長
2 番太田議員

得る子どもの数によっては、増減してしまうのかなと思っております。
以上です。

2 番 太田さん

引率する先生なんですけれども、小学校等の学校の先生がいない場合、という場合は、引率が親とかになると思うんですけど、そういった場合も助成してるんですか。

議長
教育次長

新関教育次長

この、ここで目 2 の学芸奨励費で組んでる部分については、あくまでも中学生、学校教育の一環で行われている部活動に対する助成ということですね。で、小学生以下の部分については、社会教育事業というようなことなものですから、結果的に学校の先生がですね、指導員になったりっていう実態はあるでしょうけれども、基本的には社会教育というようなことになりますので、社会教育の方でその部分の予算を組ませてもらってます。で、そちらも全道大会ですとか、全国出場権を得れば、こちらは社会教育事業ということで、全額にはなっていないんですけども、派遣経費は見てます。で、当然獲得した選手ですとか、必要とする引率者ですね、たとえば団体競技であれば監督なりコーチなりって、登録選手、登録する人ですよ、そういうような方については派遣しているということです。ですので、結果的に指導者とかが父兄であれば、父兄の方にも助成されるでしょうし、あくまでも指導員だとか引率者という意味での助成という形になります。

議長

ほか、ございませんか。

6 番 村瀬さん

6 番村瀬議員

ページ 112 ページでございます。目 2 の社会教育施設費で、委託料の不用額が 1,113 千円、委託料そのものなんですけど、非常に予算の組み方の関係も含めてですけど、この委託料にこれだけの不用額が生じるということは少し考えづらいものですから、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

議長
教育次長

新関教育次長

この、この部分の不用額なんですけれども、当初予算の段階ではですね、改善センターの改修事業、改修工事が行われるというのはあったんですけども、何日間休館するとかっていう部分は不確定ということで、満額というかですね、すべてに見さしていただいております。で、実際工事やった際にはですね、78 日間、8 月 20 日から 11 月 5 日の 78 日間、休館したということで、その部分の管理清掃委託が執行残となったということなんですけれども、これは単純にもう、事務的にですね、その部分をしっかりと補正だとかで落としてなかった分がありますので、その分については大変申し訳なかったなと思っております。以上です。

議長

ほか、ございませんか。

議 長

(ありませんの声あり)

次に 119 ページ、款 11 災害復旧費から、121 ページ、款 14 予備費までの補足の説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

款 11 災害復旧費につきまして、補足説明させていただきます。款 11 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費、予算現額 2,326 千円でございますけども、今年度は支出がございませんでした。目 1 の農業用施設災害復旧費 1,246 千円と、次のページ 121 ページになりますけども、目 2 林業施設災害復旧費につきましては、大雨時等の河川氾濫に伴う大型土嚢 200 個分、それから風雪等で道路等に倒木で邪魔になった場合の撤去費用等の予算を、当初予算で計上しておりました。項 2 の公共土木施設災害復旧費、予算現額 1,246 千円についても、支出がございませんでした。これにつきましては、道路、橋梁等の通行等を確保するための大型土嚢 200 個分を、当初予算で計上しておりました。続きまして、款 12 公債費、項 1 公債費、予算現額 672,612 千円、支出済額 672,518,728 円、不用額 93,272 円となっております。目 1 元金、備考欄(1)長期債約定償還元金では、前年度比較で 13,839 千円ほど増となっております。平成 25 年度で償還終了 16 本、70,573,296 円、平成 26 年度から償還開始 19 本、72,061,161 円がありまして、その差が 1,488 千円ほど増となっております。さらに毎年、償還元金が増え、その分償還利子が減る元利均等償還により、12,351 千円の増となっております。目 2 利子、備考欄(1)一時借入金利子 7,725 円につきましては、年度末に歳計現金の不足が生じたため、定期預金の満期を迎えた財政調整基金を、短期間の繰り替え運用したものでございます。利子相当分を、財政調整基金に積立てをしております。備考欄(2)長期債償還利子は、前年度比較 5,048 千円ほど減となっております。平成 25 年度で償還終了分 907,790 円、平成 26 年度から償還開始分 3,218,311 円、その差が 2,310 千円ほど増と、元金同様に元利均等償還により、利息分で 7,358 千円の減となるものでございます。款 13 諸支出金、項 1 基金繰出金、予算現額 273 千円、支出済額 272,823 円、不用額 177 円となっております。歳入で収納しました土地開発基金の預金利子を繰り出したものでございます。詳細につきましては、この決算書 220 ページの基金並びに、別冊の平成 26 年度基金管理運用状況調をご参照願います。項 2 過年度過誤納還付金、予算現額 223 千円、支出済額 196,667 円、不用額 26,330 円となっております。前年度の歳入で収納されてたもののうち、精算により返還しなければならないものを処理したものでございます。主なものとして、障害児施設措置費の国費分と障害者医療費の国費及び道費分、児童手当負担金の国費及び道費分、障害者地域生活支援事業費国費分の精算による返還金が主なものでございます。款 14 予備費、項 1 予備費、予算現額 2,500 千円、他の科目

		等への予算充用等はありませんでした。なお、123 ページの実質収支に関する調書につきましては、歳入の補足説明後に説明させていただきます。以上で、補足説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	それでは、これで一般会計歳出の決算を終わらせていただきます。 この際、4 時まで休憩といたします。(15 時 50 分)
議	長	会議を再開いたします。(16 時 00 分) 一般会計歳入決算について、歳出と同じように進めます。 7 ページ、款 1 村税に入ります。 補足の説明を求めます。 吉本総務課長
総務課長		それでは歳入の補足説明をさせていただきます。併せて平成 26 年度各会計決算資料 3 ページをご参照願います。款 1 村税、項 1 村民税、予算現額 230,714 千円、調定額 237,333,073 円に対しまして、収入済額 233,390,825 円、不納欠損額 99,541 円、収入未済額 3,842,707 円、収納率は 98.34%となっております。目 1 個人の節 1、現年課税分の収入未済額は 15 件、915,243 円で、収納率は 99.56%、節 2 滞納繰越分の収入済額は 365,389 円で、収納率 11.85%となっております。不納欠損額 99,541 円につきましては、4 名の納税者の合計額となっております。この内 1 名につきましては、生活保護が決定したため、滞納処分の執行を停止しまして 3 年継続したため、地方税法第 15 条の 7 第 4 項の規定により、納税義務が消滅したものでございます。もう 2 件につきましては、十勝市町村税滞納整理機構に徴収を依頼しておりました。1 人の方につきましては、財産が見当たらないこと、それからもう 1 人につきましては、所在不明によりまして、それぞれですね、3 年及び所在不明につきましては 5 年経過したことにより、納税義務が消滅いたしました。それからもう 1 名につきましては、外国人の方で、現在ブラジルに出国しております。国内での資産が確認できなかったため、3 年間、滞納処分の執行を 3 年間停止し、3 年継続したため、地方税法第 15 条の 7 第 4 項の規定により、納税義務が消滅したものでございます。なお、滞納者に対しましては、催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところでございます。目 2 法人の節 1 現年課税分は、64 法人の申告納付分で、収納率は 100%となっております。節 2 滞納繰越分の収入未済額 307,900 円は、一法人となっております。当該法人の代表は、個人住民税においても未納金があり、年金収入から徴収金を個人住民税にあてていますことから、今年度の収入はございませんでした。項 2 固定資産税、予算現額 251,589 千円、調定額 257,042,190 円に対し、収入済額 251,509,200 円、収入未済額 5,532,990

円で、収納率は97.85%となっております。目1固定資産税の節1現年課税分の収入未済額は11件、545,800円で、収納率は99.78%となっております。節2滞納繰越分の収入未済額は12件で、4,987,190円、収納率は1.82%となっております。なお滞納者に対しましては、催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところでございます。目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、村内に有する国及び道の保有資産に係る固定資産税相当分が、交付金として収納されております。国有林567ヘクタールと更別農業高等学校の資産分となっております。項3軽自動車税、現年予算現額8,580千円、調定額8,723,200円に対し、収入済額8,646,900円、収入未済額76,300円、収納率99.13%となっております。節1現年課税分では2件、11,200円、節2滞納繰越分では5件、65,100円の収入未済額となっております。なお滞納者に対しましては、催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。項4たばこ税、予算現額20,888千円、調定額、収入済額同額の20,591,725円となっております。村税の収入済額は、平成25年度比較で4,230,016円、0.8%の増となっております。以上で、村税の補足説明を終わります。

議長

村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。どうぞ。

4番 織田さん

4番織田議員

ただ今説明を受けた中に、支払われてないっていう額が相当額残ってるわけなんですよ。それでまあ、今年もおそらくいくらかは回収できたと思うんですけども、残念ながら今年の分の未払い額がまだそれを上回っているということで、年々収入未収額ですか、これが増えていくように思われるんですよ。これに対して、今課長の方からいろいろと対策とってると言いましたが、その具体的な対策内容とその成果について、1つ伺いたいと思います。

議長
住民生活課長

宮永住民生活課長

滞納者につきまして、今お話があった内容につきまして答弁したいと思います。滞納者につきましては、今お話のとおりですね、毎年ある程度一定の金額が残ってきているような状況でございます。現状的には、その滞納者というのがある程度、人はある程度似通ってきているというような状況が現状としてはあります。その中で、今現在の収納状況のどうしても、どちらかといいますと現年分につきましては、まあちょっと今の質問とは違いますが、全体的な収納率は管内、全道的にも本村においては、かなり収納率の高い位置に占めているのが現状であります。滞納分につきましては、今ちょっとお話がありましたように、ある程度の人固定していることで、ある程度の金額がそのまま残っている現状にあります。それについての対応なんですけども、一つにつきましては、大きな、かなりこう、対応について苦慮す

るような滞納者につきましては、十勝のですね、十勝管内で滞納整理機構というのが作られておりまして、一応村の方としましては、そちらの方に依頼をかけたりをしております。また本村としましては、職員、うちの職員、4名補佐等入れまして、補佐、課長入れまして6名ということになるんですが、実際的には賦課と納付と併せて一緒に対応しております。で、時期的にですね、大体その賦課が終わった後、4月以降になりますが、8月とか12月、あと3月等につきまして、いろいろ収納月間といいますか、その時期を見て一斉徴収に対応したりしているところがございます。ただその間、何もしてないということではありません。で、その都度ですね、そういう滞納者との面談並びに個別的な対応を図っていつているのが、今の現状でございます。で、今うちの村の方で、特定滞納者の特別措置の制限条例というのがあるんですが、そちらの方につきましては、内容についてですけども、特定対象者の定義ということで、悪質っていうか、誠実性を欠く、何回再三にわたってもですね、対応に応じないというような、誠実性を欠く者が対象ということになるんですが、そちらの方にこれ26年度から特定滞納者の制度が出来たわけでございますが、26年の7月に特定滞納者の認定予告ということで、特にその中に含まれておりますが、16名の方に送付しております。その内7名が弁明書を提出されまして、その弁明書の中で、話としてちゃんと押して行くというようなことが確認されておりますので、それらの出されてない他の6名について、認定がされたところがございます。その後の対応といたしまして、特定滞納者のうち、実質3名がですね、その後のいろんなやりとりの中で、完全納付もしくはそれなりの金額を納めて、その応談に応じてきているということで、3名を認定から取り消したところがございます。実質今、特定滞納者の中では3名、残りの3名が今該当としてなっているわけでございますが、こちらについては3名とも村外の方ということで、一応こちらについてもですね、継続して接触を取りながら、対応を図っているような現状でございます。で、いずれにしましても、村税の納期限までにですね、完納されない場合につきましては、税法上がありますので、それらに基づきまして、当然その督促、その後に当然催告、で、そしてそれでもだめな場合は、当然直接的な滞納者との面談、訪問も含めまして、対応していつているところがございます。それで当然難しくなれば、当然財産調査等もしまして、差し押さえ等も現実やっております。特に差し押さえの中で、一番多いのが、一番預金調査というのがあるんですが、こちらの方の預金の差し押さえというのが一番多い状況でございます。それらを踏まえながら、職員ですね、随時そういう対応を連動させまして、収納率の向上に努めているところがございます。以上でございます。

4 番織田議員	今大変努力しているのはわかるんですけども、それでもまあ、今ひとつ成果があまりぱっと上がってないような気がいたします。であの、今後はもう少し何か、もう一段と強いような政策もこれから考えていってはいいいんでないかなという思いがしていますので、その辺も考えていっていただきたいなと思います。
議 長 住民生活課長	宮永住民生活課長 当然きちっと納税されてる方とのこともあります。当然更別村の、先ほど言いましたように、納税の伸び率が大変高い位置に示しているわけで、そちらとの現行バランス等もあります。納税滞納者につきましては、それらをですね、きちんと、毅然とをもってですね、こちらの方も対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長 6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん 村ではですね、平成 25 年制定、26 年からの今の言う措置に関する条例を制定されたということで、その中で今、3 名の方が特定滞納者になってると、その村外者だということですね。で、ここで規制されてる、何て言うんですか、制限というのは、行政サービスの利用制限というようなことが書いてあったかと思うんですけど、具体的にちょっとその、どんなようなサービスを制限するのかという、事例がなくても考えていることをお聞きしたいんですけど、よろしくお願いいたします。
議 長 住民生活課長	宮永住民生活課長 特定滞納者のサービス制限ということでございますが、こちらにつきましては税の方で、当然先ほどお話してますように、悪質な、いろんな内容にも、こちらの対応にも応じないというような方についての制限を加えるというような内容でございます。その制限というのは、実際に更別村が行うサービス事業、住民の皆さまに対応するサービス事業に対して、停止するという内容でございます。その内容につきましては、例えばですが、住民生活部門におきましては、出産祝金だとかそういうようなものがございます。また保健福祉課部門では、敬老祝金だとか子育て関係、後は移送サービス、徘徊だとか、人間ドッグだとか、そういうような部門、多岐にわたるような内容でございます。また企画政策におきましては、ふるさとづくり事業、定住化促進、企業振興促進補助並びに教育委員会の入学祝金、あと産業課の方では農業堆肥購入だとか明渠排水事業、あとは農業者の海外視察研修等、全部は申し上げておりませんけども、そのような広い分野において、停止というような内容でございます。
議 長 6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん ありがとうございます。それでですね、改善するということはどういうことか、端的に言うところの時効になる前に、いかに執行権をね、進めるかっていうことに尽きると思うんです。そういう意味では、大変厳しい

言い方ですけど、差し押さえっていうことが、かなり有効な手段となるんですが、その前のちゃんとした整理っていうんですか、そこから始まっていつ何をした、かにをしたっていうことが、当然あつての進め方となるんですけれど、まずその滞納整理はされていると思います。そして差し押さえに至るまでの、この時点でやるというようなことがもしあればですね、そちらで考えているレベルでよろしいんですけれど、教えていただきたいと思います。

議 長
住民生活課長

宮永住民生活課長

実質ですね、滞納整理に当然至るまでには、先ほどのお話ちょっとさせていただきました通り、当然まず滞納通知書を出しまして、滞納の納期限過ぎました、その時点から当然滞納者ということになるわけなんですが、先ほど当然、催告その他の納税相談に応じない状況にいたった場合にはですね、一応基本的に、その先ほどから言ってる相手の対応にもよりますが、それが効かない場合にはですね、当然先ほどの、まずは財産を調査し、そして財産がある場合は財産を差し押さえるというようなのが、基本的な流れになります。そちらの方を、当然その内容によって、随時状況を判断しまして、実際に預金調査、預金だとか先ほどの差し押さえも実際に進めているところでございます。以上でございます。

議 長

よろしいですね。

(ありませんの声あり)

議 長

次に7ページ、款2 地方譲与税から、9ページ、款8 地方特例交付金までの質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

款2 地方譲与税でございます。項1 地方揮発油譲与税、予算現額40,634千円、調定額、収入済額、同額の40,634千円となっております。地方揮発油税法第3条の規定に基づき、その収入相当額の100分の42を、市町村の道路延長、道路面積で按分して交付されるものでございます。項2 自動車重量譲与税、予算現額94,105千円、調定額、収入済額、同額の95,070千円となっております。自動車重量譲与税法第1条の税収入額の3分の1相当額を、市町村の道路延長、道路面積で按分して交付されるものでございます。前年度比較で3,944千円の減となっております。車検時等に納入する自動車重量税が、原資となっております。9、10ページをお開きください。項3 地方道路譲与税につきましては、平成21年度に道路特定財源の一般財源化が行われ、項1 地方揮発油譲与税に変わっております。当初予算には計上しておりませんでしたが、一般財源化以前のものが北海道で按分されて、収入となったわけですが、更別村には1円の収入がございました。款3 利子割交付金、

項1 利子割交付金、予算現額 1,177 千円、調定額、収入済額、同額の 1,177 千円となっております。この財源につきましては、預貯金の利子額に対する利子税でございますけれども、今現在 20.315%の利子税が預金利子から源泉徴収されておりますけれども、そのうち 15%が国の分、5%が都道府県の分、0.315%が復興財源にあたることになってございます。5%相当額から都道府県間の調整を行い、5分の3に相当する額を、都道府県内の市町村に交付されるものでございます。前年度比較 214 千円の減となっております。款4 配当割交付金、項1 配当割交付金、予算現額 773 千円、調定額、収入済額、同額の 2,487 千円となっております。平成 16 年度から地方税法の改正により、地方財政対策として、一定の上場株式等配当に対し、5%が道民税として納付されます。5分の3相当額が、市町村に配当割として交付されるものでございます。前年度比較 1,274 千円の増で、約 2 倍となっております。款5 株式等譲渡所得割交付金、項1 株式等譲渡所得交付金、予算現額 456 千円、調定額、収入済額、同額の 1,333 千円となっております。この交付金につきましても、平成 16 年度から地方税法の改正により、株式等の譲渡益に対し、5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に交付されるものでございます。前年度比較で 323 千円の減となりました。投資家による積極的な株取引は、景気や企業経営の業績等に左右されると思われます。款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、予算現額 37,601 千円、調定額、収入済額、同額の 37,601 千円となっております。消費税 8%のうち、地方消費税分 1.7%相当額のうち、2分の1が都道府県に、残り 2分の1が市町村の人口、事業所等の従業員数により按分して交付されるものでございます。前年度比較 7,227 千円の増となりました。昨年 4 月の消費税率引き上げにより、地方消費税率が 0.7%引き上げられたことが、大きな要因と思われます。款7 自動車取得税交付金、項1 自動車取得税交付金、予算現額 15,714 千円、調定額、収入済額、同額の 16,697 千円となっております。都道府県に納められました自動車取得税の 66.5%相当額が、市町村の道路延長及び道路面積により按分して交付されるものでございます。前年度比較で 19,630 千円の減となっております。自動車取得税につきましては、昨年 4 月の消費税率引き上げ時に、乗用車が 5%から 3%に、営業車と軽自動車で 3%から 2%に軽減されております。さらにエコカー軽減もされております。なお、これにつきましては消費税が 10%になった時点で、廃止されることになっております。款8 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、予算現額 820 千円、調定額、収入済額、同額となっております。恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、個人住民税における住宅借入金等特別控除に伴う減収補てん策等として、交付されるものでございます。以上で、補足説明を終わります。

議	長	説明がおわりました。 質疑の発言を許します。ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	次に 11 ページ、款 9 地方交付税及び款 10 交通安全対策特別交付金の質疑に入ります。 補足の説明を求めます。 吉本総務課長
総務課長		款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、予算現額 2,148,335 千円、調定額、収入済額、同額の 2,175,168 千円となっております。普通交付税につきましては、前年度比較で 201,686 千円の減で、9.04%の減となっております。主な要因としまして、地域経済雇用対策費で 174,230 千円の減、臨時財政対策債振替相当額 22,116 千円の減となったものが主な要因でございます。これにつきましては、ほとんどの自治体で減額となっております。それから特別交付税につきましては、国全体の諸条件が加味されますことから、特別な積算条件により算定されます。前年度比較 278 千円、0.19%増となっております。款 10 交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、予算現額 871 千円、調定額、収入済額、同額の 871 千円となっております。前年度比較 115 千円減となりました。交通違反の反則金による収入額から郵便取扱手数料等の経費を控除し、その 3 分の 1 が市町村の過去 2 年間の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済道路の延長という 3 つの指標により、一定の割合で配分されるものです。以上で、補足説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。 質疑に入ります。ご意見ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	それでは終わらせていただきます。 この際、午後 4 時 50 分まで休憩をいたします。(16 時 30 分)
議	長	会議を再開いたします。(16 時 42 分) 11 ページ、款 11 分担金及び負担金から、款 12 使用料及び手数料までの質疑に入ります。 補足の説明を求めます。 吉本総務課長
総務課長		補足説明させていただきます。款 11 分担金及び負担金、項 1 分担金、前年度からの繰越分を含め、予算現額 31,820 千円、調定額、収入済額、同額の 32,770,022 円となっております。事業に係る受益者からの応負担金として収納しております。項 2 負担金、予算現額 25,994 千円、調定額 25,983,941 円、収入済額 25,223,391 円、収入未済額 760,550 円となっております。目 1 民生費負担金の節 2 児童福祉費負担金で、収入未済額 181,400 円は、備考欄の保育所入所者費用徴収金が未収金

となっておりますけども、8月末現在 124 千円を徴収し、今現在未収金は 57,400 円となっております。引き続き収納に努めているところでございます。目 2 農林水産業費負担金の節 1 営農用水事業負担金で、営農用水給水工事負担金は、新規の水道設置に伴うものでございます。共同施設維持管理負担金は、元忠類地区と駒畠地区の負担金でございます。収入未済額 579,150 円につきましては、元忠類地区の負担金精算分で、幕別町の事務処理の関係で、出納閉鎖時期までに間に合わなかったことによるものでございます。6 月に入ってから収納しております。款 12 使用料及び手数料、13、14 ページをお開きください。項 1 使用料、予算現額 173,761 千円、調定額 181,942,380 円、収入済額 176,218,680 円、収入未済額 5,723,700 円となっております。目 1 総務使用料、節 2 各施設使用料は、各公共施設の使用料でございます。前年度比較で 804 千円ほど減となっております。更別憩いの家使用料 724 千円の減が主な要因となっております。目 2 民生使用料、節 1 社会福祉使用料につきましては、福祉の里総合センター内における事業及び施設利用者への食事の提供と、生活支援ハウス居室使用者からの収入となっております。15、16 ページをお開きください。目 4 農林水産使用料、節 1 営農用水使用料で、295,120 円が収入未済額となっております。内容は、現年度分 2 件 171,520 円、過年度分 2 件 123,600 円で、収納率は 99.4%となっております。また収入未済額のうち、8 月 20 日現在では、84,600 円を収納し、残り 210,520 円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めているところでございます。前年度比較で、使用料の前年度比較で 2,923,160 円の減、有収水量で 1,976 トン減となっております。節 2 畜産使用料の牧場入牧使用料は、前年度より入牧頭数が減少したことにより、3,007,890 円の減となっております。目 5 土木使用料、節 1 土木管理使用料で、備考欄の道路占用使用料は、北電と N T T の電柱が主なものでございます。節 2 住宅使用料の収入未済額は 5,428,580 円となっております。内容は現年度分 21 件、2,738,760 円、過年度分 8 件 2,689,820 円で、収納率は 92.8%となっております。8 月 20 日現在で、1,051,120 円が収納され、4,377,460 円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めているところでございます。項 2 手数料、予算現額 7,928 千円、調定額、収入済額、同額の、8,955,150 円となっております。ここでは、各種行政事務で条例、規則等を定め、収納しているものでございます。目 2 衛生使用料、節 2 一般廃棄物処理手数料 6,885,200 円は、ゴミ袋の売り渡し額でございます。以上で、補足説明を終わります。

議長

質疑の前に、おはかりをいたします。

この際、議事の都合により、本日の会議を延長したいと思います。

これにご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、本日の会議時間は延長することに決定をさせていただきました。
議 長	分担金及び負担金の説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。
6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん 12 ページになります。目 2 の水産業負担金の関係で、収入未済額の 579 千円の説明がございましたけれど、幕別町の支払が滞ってたというような話ですが、そもそもの契約等に基づいて、このことが事前になかったのか、お尋ねします。
議 長 建設水道課長	佐藤建設水道課長 この件につきまして、ちょっと幕別町の状況がわからなかったというのが事実でございます。結果、間に合わなかったという状態でした。
議 長 6 番村瀬議員	6 番 村瀬さん 共同施設っていうのは、だいたい契約に基づくと思うんです。お互いにいくら持つか、その中で幕別町さんなんぼですよとか、更別村なんぼだ、っていうようなことから発生して、現在なんぼ入ってる、入ってないっていうようなことかな、という思いで聞いてんですけど、そこら辺についてはわかりますでしょうか。
議 長 建設水道課長	佐藤建設水道課長 精算分につきましては、4 月に一応請求書という形でお出ししております。その中で、5 月 31 日まで入金してほしいという旨にはなってるんですが、その流れでちょっと幕別町が間に合わなかったという状態でしたので、そういうことだけの話でございます。
議 長	ほか、ございませんか。
1 番安村議員	1 番 安村さん 15 ページ、16 ページに係る部分で、ご質問したいと思います。土木使用料の関係、目の 5 のですね、公営住宅の使用料の関係について、多少補足説明を願えればというふうに思っております。今の説明ありましたように、未済額が 5,428 千円某とあって、8 月 10 日付で 1,000 千円ほど回収をしているという説明がございました。25 年、26 年の対比ででもですね、やはり 780 千円、790 千円近くの未収が増加しているという、年々増加してる中で、回収は回収で当然なんですけども、そのような状況のある中でですね、いかなる理由にせよですね、早急なる改善を望むものでございますけども、それらの対応も含めて、多少詳細について説明いただければありがたいと思います。
議 長 建設水道課長	佐藤建設水道課長 公営住宅の収納につきましては、今ご指摘ありましたとおり、収納に努めていかなければならないという状態ではございます。で、滞納

者についてはですね、電話それから未納通知とか、訪問とか、いろいろ督促という形でしております。それぞれの方の理由というのもあると思いますけども、約束通りの計画的な収納ができてないという状況で、今みたいな状態だということでございます。また一方でですね、支払い能力があるっていうにも関わらず、支払を行い、または支払意欲のない悪質な滞納者への明け渡し請求を、今後実施しなければならにだろうというふうには思っているところでございます。その中ですが、明け渡しまでの経過、またはこれに関してはですね、税外なものですから、裁判手続が入ってきます。それを含めてですね、まあ一応事務量的には今よりは膨大になってしまう、というのもまた1つ要因としてあります。また現在ですね、滞納者に関しましては、少額であります、入金されてるという状況にもあります。でまた、低所得者が公営住宅に入ってるということもありまして、1回ためてしまうとなかなかその、泥沼にはまってしまって、なかなか返せないという、まあ個人的な事情だと思いますが、っていうのもまあ、あるということで、っていう判断をしますけども、それを聞いてもやっぱり入居してる以上は、払っていただかなきゃいけないということでですね、徴収を強化ということをしなごうとですね、また一方でですね、明け渡しっていうことも考えなければならぬのかな、ということで、要綱等の整理ですね、行い、今後行うことを考えることも検討しながら、新たな方策をちょっと模索しようということでは、今考えてはおります。

議長
1 番安村議員

1 番 安村さん

今説明がございましたけども、公営住宅等の入居に係る申し出並びに申し込みについてはですね、当然契約書があつてしかりであつて、なおかつですね、入居希望申込書、いわゆる契約行為に係るものの一端とですね、あと権利金並びにですね保証人を付けるっていう付帯条件がついた契約行為になつてると思います。それらのものについて、今ご説明があつたようにですね、本人に督促なり催促をするのは当然でございしますけども、それらの保証人のあり方もついてですね、ちょっとあの、所見があればご説明いただきたいというふうに思つてます。まあ、あの、敷金の関係の分の充当も含めてという意味で、ご説明いただければと思います。

議長
建設水道課長

佐藤建設水道課長

まず敷金の関係ですけども、これに関しましては、もう退去が決まったと、明け渡しが決まったというのは、当然敷金が充当というのが、当然条件ということになります。あと保証人の関係でございしますけども、まあ話してる中で、当然本人にも保証人がいる場合は、保証人の方にも行きますよという、まあ半分脅しみたいな感じになりますけども、それも当然言っていくという形にはなります。それでも保証人さ

んとの話し合いを持った段階で、まあ保証人さんが払う場合もあるんですけども、中にはそういう件もありますけども、それについても今後また、より強化するような状況にはなるのではないかな、というふうには思っています。

議長

ほか、ありませんか。

6 番 村瀬さん

6 番村瀬議員

同じく 16 ページにあります、目 6 のですね、教育使用料についてですけれど、これちょっと予算の組み方ということになりますけれど、当初予算から補正予算を減額しました。調定額ではそのとおりいってるんですけど、入園料については、実は前年対比見ますと少し上がっていると、そうしますと、授業料がこんだけ下がるのはなぜなのかなっていう、ちょっと素朴な疑問で大変申し訳無いんですけど、この補正予算に絡む関係と、当初予算の見方、ちょっと甘いのかなって気がしたものですから、その辺についてお応え願います。

議長
教育次長

新関教育次長

幼稚園の授業料ということですが、備考欄の授業料が、円単位で端数が出てくるかと思うんですけども、通常月額 6,500 円ということなんですね。で、この端数が出て、それとその補正が 1,200 千円ほど減額されてる、この中身なんですけれども、今年の今回の条例、今回 9 月ですね、所得階層ですとか、多子世帯に対する軽減とかっていうのがあったんですけども、それは今年の 4 月から国の制度改正によってやるっていうことなんですけれども、実は 26 年度も同じ仕組みで、国は補助金をいただけたということなんですね。ですので、実質の軽減は、26 年度からその該当者には軽減をして、後ほど年度末にお返ししてるというような形で、で 4 月以降はですね、国の補助が、要は新しい制度になって、なくなったということなので、やはり 25 年から 26 年にかけて、不利益というかですね、1 回払った分がまた変わってしまうっていうようなこともあるので、改正したということになります。で、この金額の差額はですね、国庫金のその後に出てくるんですが、ページでいきますと 20 ページになるんですけども、教育費国庫補助金、節 3 の幼稚園費補助金、ここで就園奨励費補助金っていうのがありまして、こちら授業費の 3 分の 1 ということで、国から、ただ国の予算の範囲内ということですので、実質きたのは 357 千円ということになります。で、先ほどの 16 ページに戻るんですけども、本来であれば、ここの決算額は 5,319,500 円というような形になるんですが、その減免した部分が 1,487,330 円あったということで、このような端数がついたと。補正予算の段階においては、ある程度見込みで、1,200 千円ほど減額をしたというようなことになってるので、ちょっと予算の立て方とかってなりますと、そういうような経緯があつてなつたということです。

議	長	ほか、よろしいですか。 (ありませんの声あり)
議	長	次に 17 ページ、款 13 国庫支出金から、19 ページ、款 14 道支出金までの質疑に入ります。 補足の説明を求めます。 吉本総務課長
総務課長		補足説明させていただきます。款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、予算現額 91,935 千円、調定額、収入済額、同額の 91,156,544 円となっております。目 1 民生費国庫負担金では、節 1 児童福祉費負担金の備考欄、児童保護費負担金 19,806,435 円は、民設民営保育所入所者に係る、国負担分でございます。節 3 障害者福祉費負担金の備考欄、障害者介護給付費等負担金 35,707,565 円は、障害者施設入所等のサービスに係る費用の国負担分でございます。前年度比較で 2,569 千円ほど増となっております。就労継続支援給付費の増が主な要因でございます。項 2 国庫補助金、予算現額 183,977 千円、調定額 184,149 千円、収入済額 150,145 千円、収入未済額 34,004 千円となっております。目 1 総務費国庫補助金では、節 1 総務費補助金、備考欄の社会保障税番号制度システム整備補助金 4,574 千円は、番号法の施行により、住民記録、税宛名書きシステム改修に係る補助金でございます。がんばる地域交付金 2,230 千円は、好循環実現のための経済対策として、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して交付されたものでございます。なお収入未済額 34,004 千円は、地方経済対策として地域住民生活等緊急支援交付金で、地方消費喚起生活支援型で 9,096 千円、それと地方創生先行型で 24,908 千円が交付されますけども、平成 27 年度へ繰越すものでございます。目 2 民生費国庫補助金で、節 1 社会福祉費補助金、備考欄、臨時福祉給付金給付事業費補助金及び道事務費補助金と、節 2 児童福祉費補助金、備考欄、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金及び道事務費補助金は、昨年 4 月の消費税率引き上げによる影響を緩和するための暫定措置とされた、新規の補助金でございます。目 4 土木費国庫補助金で、節 1 住宅費補助金、備考欄の社会資本整備総合交付金 128,004 千円は、若葉団地公営住宅建替え、花園、曙、中央団地、長寿命化等改修に係る補助金でございます。19、20 ページをお開きください。項 3 委託金、予算現額 2,116 千円、調定額、収入済額、同額の 2,344,682 円となっております。目 2 民生費委託金、節 1 社会福祉費委託金、備考欄の国民年金事務委託金で、前年度比較 620 千円ほど増となっております。款 14 道支出金、項 1 道負担金、予算現額 50,244 千円、調定額、収入済額、同額の 49,847,818 円となっております。目 1 民生費道負担金、節 2 児童福祉費負担金で、児童保護費負担金 9,903,217 円は、民設民営保育所に係る道負担分として交付されたものでございます。

節 4 障害者福祉費負担金で、備考欄の障害者介護給付費等負担金 17,851,736 円は、障害者の施設入所等のサービスに係る費用の道負担分でございます。前年度比較で 2,382 千円ほど増となっております。国庫負担金同様、就労継続支援給付費の増が主な要因でございます。目 2 民生費道負担金で、12 千円を予算計上しておりますが、未熟児養育医療の対象者がいませんでした。項 2 道補助金、前年度からの繰越分、繰越事業分を含め、予算現額 64,325 千円、調定額 63,598,314 円、収入済額 61,348,314 円、収入未済額 2,250 千円となっております。目 1 総務費道補助金の節 1 総務費補助金、21、22 ページになります。備考欄、森林環境保全整備事業補助金 13,101,798 円は、地拵え、植栽、下刈り、除間伐等、村有林整備事業実施に係る補助金でございます。同じく備考欄、地域づくり総合交付金 2,474 千円は、小規模土地改良事業、福祉灯油助成事業等に係る補助金でございます。目 2 民生費道補助金、節 2 児童福祉費補助金、備考欄、電子システム構築事業補助金 1,946 千円は、子ども・子育て支援新制度関連システム構築分として、北海道安心こども基金からの交付金でございます。備考欄、保育緊急確保事業費補助金 2,952 千円は、前年度子育て支援対策事業補助金から事業が移行されたものでございます。なお、前年度保育所増築に係る補助金 5,877 千円がありました。目 4 農林水産業費道補助金、節 1 農業費補助金、備考欄、多面的機能支払推進交付金は、前年度まで、農地水保全管理支払推進交付金から名称が変更となったものでございます。24 ページをお開きください。備考欄、環境保全型農業直接支払交付金 3,549,400 円は、エコファーマーによる農薬等 5 割低減に係る交付金で 12 件、17,747 アールが対象となっております。同欄、農地台帳システム整備事業補助金 1,101,600 円と、中間管理機構集積協力金交付金は 2 件分 3,032 千円で、新規の補助金でございます。目 5 商工費道補助金の収入未済額 2,250 千円は、国の地方経済対策であります、地域住民生活等緊急支援交付金を活用した道補助金で、プレミアム付商品券発行事業の財源として、平成 27 年度へ繰越すものでございます。項 3 委託金、予算現額 15,038 千円、調定額、収入済額、同額の 15,141,796 円となっております。国や道からの委託事務や、権限委譲に係る事務委託金を収納しております。目 1 総務費委託金、節 2 戸籍住民基本台帳費委託金、備考欄、旅券事務委託金 35,100 円は、権限移譲に伴いまして、初年度につきましては、平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの半年間で、北海道のパスポートセンターから交付を受けた 26 件分、1 件につき 1,350 円ですけれども、収納しております。目 2 民生費委託金 900 千円は、歳出の款民生費、項 1 社会福祉費に、人権啓発活動地方委託事業に充当される財源となっております。以上で、補足説明を終わります。

議

長

補足の説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。ございま

	せんか。
1 番安村議員	1 番 安村さん ちょっと確認の意味で、説明いただきたいと思います。目 4 の農林水産業費の、同費の補助金でございまして、22 ページ、23 ページの、23 ページの備考欄の中間管理機構の集積協力金の交付金の関係、ちょっと、内容わかればちょっと、内容的に説明いただきたいんですけど。
議 長 産業課長	本内産業課長 中間管理機構集積協力金交付金の関係でございますけれども、この交付金につきましては、26 年度からですね、中間管理機構という制度が、農地を受け手と出し手を結びつけるというところで、制度化されてるところでございます。制度に則りましてですね、経営転換をするパターンと、耕作者への集積を行う場合と、2 パターンございまして、26 年度におきましては、更別においては、2 件の方が該当したということになってございます。で、それぞれのパターンで、1 件ずつ該当したというような状況でございまして、併せて 3,032 千円となってるものでございますが、内訳につきましては、経営転換協力金につきましては、1 件につき、1 件 700 千円と、もう 1 つの耕作者集積協力金の方が、差額分になります。2,332 千円、こちらの方はですね、耕作者集積協力につきましては、集積した面積に応じまして、10 アールあたり 2 万円というものでございます。経営転換協力金につきましては、1 件あたり 700 千円という定額になってございます。以上でございます。
議 長	ほか、ございませんか。 (ありませんの声あり)
議 長	25 ページ、款 15 財産収入から、29 ページ款 18 繰越金までの質疑に入ります。補足の説明を求めます。
総務課長	吉本総務課長 補足説明させていただきます。款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、予算現額 16,706 千円、調定額、収入済額、同額の 16,899,564 円となっております。目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入、備考欄の村有地貸付収入は、北海道電力の送電線、駐在所、工事現場事務所等に係る土地の貸付収入となっております。節 2 建物貸付収入は、役場独身者住宅と教員住宅料収入でございます。役場独身者住宅につきましては、定額家賃から収入により計算される家賃体系に改めたことにより、前年度比較で 1,327 千円ほど増となっております。目 2 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金は、各基金の積立金預金利子、株主配当金、この配当金につきましては帯広空港ターミナルビルからのものでございます。及び出資配当金となっております。基金のほとんどが、定期預金により運用しております。前年度比較 3,015 千円ほど増となっております。なお詳細につきましては、別紙配布の、平成 26 年度基金管

理運用状況調をご参照ください。27、28 ページをお開きください。項 2 財産売払収入、予算現額 12,426 千円、調定額、収入済額、同額の 12,499,033 円となっております。目 1 不動産売払収入、節 1 土地売払収入の備考欄、宅地分譲地売払収入 5,532 千円は、コムニ団地 2 区画の売却による収入でございます。なお前年度は、隣接地権者への売却や、太陽光発電施設用地として売却したものがありまして、15,347 千円ほど、前年度は村有地売払収入がございました。また各会計決算資料 6 ページをご参照願います。目 2 物品売払収入、節 1 物品売払収入 3,079,033 円は、素材、間伐材でございますけれども、及び風倒木売払収入が 3,000,363 円、不用備品の売払いで 50,670 円が主なものでございます。款 16 寄附金、項 1 寄附金、予算現額 7,190 千円、調定額、収入済額、同額の 7,190 千円となっております。目 1 総務費寄附金では、ふるさと創生事業に対し 5,000 千円、協働のまちづくり事業に 80 千円、目 2 教育費寄附金、こども夢事業に 110 千円、目 3 民生費寄附金、福祉基金指定に 1,000 千円、目 4 農林水産業費寄附金、農業振興に関する指定で 1,000 千円、それぞれ寄附をいただいております。款 17 繰入金、29、30 ページをお開きください。項 1 基金繰入金、予算現額 207,946 千円、調定額、収入済額、同額の 206,371,387 円となっております。目 1 財政調整基金繰入金 200,000 千円は、歳出で款 2 総務費、目 1 総務管理費の北海道市町村備荒資金組合への積立金の財源として繰り入れたものでございます。目 2 ふるさと創生事業基金繰入金 2,694 千円は、歳出で、款 2 総務費、目 4 地方振興費のふるさと創生事業の財源として繰り入れたものでございます。目 3 協働のまちづくり基金繰入金 1,423,690 円は、歳出で款 2 総務費、目 9 住民活動費の協働活動経費の財源として繰り入れたものでございます。目 4 村有林野基金繰入金につきましましては、款 15 財産収入で立木売払い収入 3,888 千円と、物品売払い収入の素材売払い収入 3,000 千円ほど収入がありましたことから、この基金は繰り入れませんでした。目 5 農業振興基金繰入金 1,486,225 円は、歳出では款 6 農林水産業費、目 2 農業振興費の農業振興補助金の財源として繰り入れたものでございます。目 6 公共施設等整備基金繰入金につきましましては、当初予算で、村営住宅整備事業等の財源として計上しておりましたけれども、他の財源確保ができましたことから、繰り入れませんでした。目 7 福祉基金繰入金 593,894 円は、高齢者在宅福祉サービス事業の財源として繰り入れたものでございます。目 8 こども夢基金繰入金 173,578 円は、款 10 教育費のこども夢基金事業の財源として繰り入れたものでございます。款 18 繰越金、項 1 繰越金、前年度からの繰越財源を含み、予算現額 90,616 千円、調定額、収入済額、同額の 90,616,390 円となっております。以上で、補足説明を終わります。

説明が終わりました。

議長

議 長

質疑の発言を許します。どうぞ。よろしいですか。

(ありませんの声あり)

次に、29 ページ、款 19 諸収入から 35 ページ、款 20 村債までの質疑に入ります。

説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

補足説明させていただきます。款 19 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、予算現額 20 千円、調定額、収入済額、同額の 14,600 円で、村税延滞金でございます。項 2 預金利子、予算現額 250 千円、調定額、収入済額、同額の 252,443 円で、基金管理以外の歳計現金預金利子でございます。資金繰りに余裕がある時期に、短期の定期預金で運用しております。31、32 ページをお開きください。項 3 貸付金元利収入、予算現額 66,205 千円、調定額、収入済額、同額の 66,209,835 円となっております。目 2 ふるさと融資貸付金元金収入は、平成 25 年度に融資しました太陽光発電施設整備に係る貸付金元金収入を収納したものでございます。10 年間で返済いただくもので、ふるさと財団を経由し、収納されたものでございます。項 4 受託事業収入、予算現額 750 千円、調定額、収入済額、同額の 1,205,432 円となっております。目 1 民生費受託事業収入、備考欄、介護保険事業委託金は、他市町村からの介護認定調査委託料 1 件分を収納しております。目 2 衛生費受託事業収入は、後期高齢者医療加入者の健康診査等に係る収入でございます。項 5 雑入、予算現額 14,386 千円、調定額、収入済額、同額の 14,282,695 円となっております。目 2 弁償金、備考欄、水道管破損弁償金は、国営事業に伴う勢雄行政区会館前、水道管破損修繕費相当額の弁償金を収納しております。目 5 雑入、節 1 雑入、ここでの収入は、どの項目にも属さない収入となっております。前年度との比較で、増減の大きな収入を説明させていただきます。備考欄、重度心身障害者高額療養費収入で 477 千円ほど減、34 ページをお開きください。備考欄 4 行目、北海道市町村振興協会助成金は、前年度比較で 1,030 千円の増となっております。この内 1,000 千円につきましては、更別大収穫祭が、いきいきふるさと推進事業の対象となり、交付されたものでございます。それから、下から 6 つ目になりますけども、植樹助成金で 815 千円ほど減となっております。続きまして新たな収入で、額の大きなものを説明させていただきます。同じ 34 ページになりますけども、中ほどになります、備考欄、中ほどになりますけども、試験作物副産物収入 468,615 円は、シャクヤク及びすももの販売収入でございます。36 ページになります。3 行目、事業分量配当金 440,404 円は、平成 25 年度決算に伴う森林組合からの配当金で、森林整備事業分として、事業費の 1.6%、原木、立木取扱い分として立法メートルあたり 200 円の配当がありました。備考欄の下から 3 行目、北海道市町村振興協会特別支

援事業 1,235 千円は、当振興協会創立 35 周年特別事業として交付されたものでございます。防災減災対策に対する助成金でございます。歳出では、款 9 消防費の戸別受信器購入に充当しております。農地中間管理事業委託金 386 千円は、農地の集積と集約化を支援していく事業に対するもので、北海道農業公社から交付されたものでございます。目 6 過年度収入 1,712,595 円は、平成 25 年度の精算分でございます。保育所運営費、国及び道費で 480 千円ほど、障害者自立支援給付費、国及び道費で 1,190 千円ほど収入がございましたのが主なものでございます。款 20 村債、項 1 村債、繰越分を含めまして予算現額 659,310 千円、調定額 655,110 千円、収入済額 605,610 千円、収入未済額 49,500 千円となっております。目 1 緊急防災減災事業債、備考欄、消防施設整備事業債 200 千円は、消防広域化に伴う高機能司令センター整備に係る詳細設計費に充当するものでございます。同欄、消防施設整備事業繰越明許分ですけれども、66,300 千円は消防救急無線デジタル化整備事業の内、電源局舎、鉄塔等の建設に係る緊急事業分に充当するものでございます。それから収入未済額 49,500 千円は、平成 27 年度へ繰り越され、高機能指令センター整備で約 24,000 千円、失礼しました、23,700 千円と消防救急無線整備で、25,800 千円に充当する特定財源となるものでございます。目 2 過疎対策事業債は、繰越事業を含めて 12 事業で、合計 385,300 千円の借入となりました。37、38 ページをお開きください。目 3 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行できる起債でございます。前年度比較で 22,116 千円減となっております。前年度は太陽光発電施設整備に係る民間事業者への貸付金相当額 162,000 千円と、一般単独事業債借入がございました。なお、目 1 緊急防災減災事業債と目 2 過疎対策事業債の元利償還金の 70%相当額、目 3 臨時財政対策債の元利償還金の全額が、普通交付税で措置されることになっております。123 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1 歳入総額 4,520,299,427 円、2 歳出総額 4,379,170,959 円、3 歳入歳出差引額 141,128,468 円、4 翌年度へ繰越すべき財源 26,702 千円が繰越明許費繰越額で、3 歳入歳出差引額から 4 翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた 114,426,468 円が実質収支額となりました。以上で、補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。どうぞ。ございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは、一般会計歳入歳出決算について、款ごとに質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあれば、うけたまわりたいと思います。発言にあたっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきたいと思います。

議 長	質疑の発言を許します。ありませんか。 (ありませんの声あり)
	以上で一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。 次に国民健康保険特別会計の質疑を行います。136 ページ、事業勘定の歳出についての補足の説明を求めます。
保健福祉課長	安部保健福祉課長
	それでは、平成 26 年度国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。始めに平成 26 年度各会計決算資料の 23 ページをお開きください。国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表です。構成表の上段の歳入の合計は 518,900 千円、前年度比較 24,176 千円の減、増減率で 4.5%の減となっております。増減となった主なものは、款 1 国民健康保険税で前年度比 5,047 千円の減、款 3 国庫支出金では、前年度比 9,627 千円の増、款 4 療養給付費交付金は、前年度比較 1,015 千円の減、款 5 前期高齢者交付金で、前年度比 7,335 千円の減、款 6 道支出金で 3,607 千円の増、款 7 共同事業交付金で、前年度比 40,671 千円の減、款 10 繰越金で前年度比 17,324 千円の増等であります。構成表下段の歳出の合計 507,486 千円は、前年度比較 14,108 千円の減、増減率で 2.7%の減となっております。増減の主なものは、款 2 保険給付費で前年度比 61,049 千円、18.4%の減、款 3 後期高齢者支援金等 2,571 千円、3.3%の減、款 6 介護納付金 1,657 千円、4.9%の増、款 7 共同事業拠出金で前年度比 5,193 千円、8.3%の増、款 9 基金積立金で前年度比 4,519 千円、427.1%の増、款 10 諸支出金で前年度比 37,243 千円、393.9%の増となっております。24 ページ、国民健康保険事業の状況(1)国民健康保険税の収入状況をご覧ください。現年度分、過年度分を併せた徴収率は 96.5%で、昨年度と同じでしたが、十勝管内でも高い徴収率となっております。ちなみ、現年度分の徴収率に関しましては、十勝管内で 1 位、全道で 3 位という、この徴収率 99.6%は、正確には 99.63%ですけども、十勝管内で 1 位、全道で 3 位ということになっております。25 ページをお開きください。(4)特定健診につきましては、受診率 64.3%で前年度より 2.5 ポイントの増となりました。第二期特定健診計画の 2 年目の受診率目標数値は 62%なので、その目標数値はクリアしております。それでは歳出について説明をいたします。決算書 136、137 ページをお開きください。款 1 総務費、予算現額 4,189 千円、支出済額 4,055,378 円、不用額 133,622 円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務費、国民健康保険税の賦課徴収経費及び国民健康保険運営協議会等の経費です。また備考欄(2)国保電算整備事業の 999 千円は、国保の調整交付金、療養給付費負担金等の、国保事業月報というのがあります、そういうものを行う国保ラインシステムというのがありますが、その OS がウインドウズ X P のサポートの終了に伴い、ウイン

ドウズ7への搭載機種への載せ替えに伴うソフト更新の経費となっております。款2保険給付費は、予算現額 295,102 千円、支出済額 270,077,369 円、不用額 25,024,621 円の決算となっております。平成25年度の決算額より 61,048,352 円の減となっております。これは一般被保険者療養給付費及び一般被保険者の高額療養費が減少しているためであり、その要因はレセプトを調べたところ、入院件数が 260 件から 212 件、入院日数が 3,373 日から 2,540 日と大きく減少したことによるものと考えられます。続きまして項1療養所費、目1一般被保険者療養給付費は、予算額 251,753 千円、支出済額 235,078,454 円、不用額 16,674,526 円となっております。年度末における支出が推計を下回ったことから、不用額が多額となっておりますことと、先ほど説明したとおり、一般被保険者の入院件数、日数とも減少していることが原因と考えられます。次、目2退職被保険者等療養給付費は、予算現額 5,314 千円、支出済額 5,197,695 円、不用額 116,305 円です。138、139 ページをお開きください。目3一般被保険者療養費は、予算現額 3,142 千円、支出済額 2,782,225 円、不用額 359,775 円の決算です。療養費とは、医療用装具、柔道整復、鍼灸に係るもののお金を指しております。目4退職被保険者等療養費は、予算現額 260 千円とし、支出済額 61,025 円、不用額 198,975 円の決算です。目5審査支払手数料、予算現額 901 千円、支出済額は 867,381 円、不用額は 33,619 円の決算です。続きまして、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、予算額が 26,165 千円、支出済額が 20,419,423 円、不用額 5,745,577 円の決算です。年度末における支出が、推計を下回ったことから、不用額が多額となっております。昨年度と比較して、11,458,428 円が減少しております。これは先ほど説明したとおり、入院件数及び入院日数の減少が主な要因と考えられます。続きまして目2退職被保険者等高額療養費は、予算現額 1,060 千円、支出済額が 158,436 円、不用額が 901,564 円です。年度末における支出が推計を下回ったことから、不用額が多額となっております。続きまして目3一般被保険者高額合算療養費は、高額介護合算療養費、目4退職被保険者等高額介護合算療養費は、ともに支出がありませんでしたので、全額が不用額となっております。続きまして項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、予算額 6,300 千円、支出額が 13 件分 5,460 千円となり、不用額が 840 千円の決算となっております。続きまして項5葬祭費ですけれども、予算額 100 千円に対しまして支出額 50 千円、葬祭諸費として 5 件分を支出しております。続きまして 140、141 ページをお開き願います。款3後期高齢者支援金等は、予算額 74,635 千円、支出済額 74,634,429 円、不用額 571 円の決算となっております。平成20年度にスタートいたしました後期高齢者医療制度を支えるために支出している科目でございます。各保険者から財政支援を行っていくものですが、国保では国保税として徴

収したものに、国保負担金支払基金からの退職者分の交付金と併せて、社会保険診療報酬支払基金へ支援金として納付し、社会保険診療報酬支払基金は後期高齢者医療広域連合へ実績に応じて、交付金として交付していく仕組みとなっております。続きまして款4前期高齢者等納付金、予算現額 58 千円、支出済額が 57,284 円、不用額が 716 円の決算となっております。65 歳から 75 歳未満の前期高齢者の医療費に係る各保険者間の負担の均衡の調整のための納付金となっております。続きまして款5老人保健拠出金、予算額 5 千円、支出済額 2,808 円、不用額が 2,192 円の決算となっております。説明は省略させていただきます。続きまして款6介護納付金、予算現額 35,315 千円、支出済額 35,314,447 円、不用額が 553 円の決算です。介護納付金については、40 歳から 65 歳までの方に対して賦課されている国民健康保険税の内、介護保険分を介護保険の財源として、各保険者に社会保険、各保険者が社会保険診療報酬支払基金に対し、納付しているものでございます。続きまして款7共同事業拠出金、予算現額は 67,660 千円、支出済額 67,656,573 円、不用額が 3,427 円の決算です。高額療養費に係る共同事業の拠出金であり、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金は、1 件あたり 800 千円を超える超高額な医療費に関する補助事業であり、目2保険財政安定化事業拠出金は、1 件あたり 300 千円を超え 800 千円までの医療費に関する互助事業であります。続きまして 142 ページ、143 ページをお開きください。款8保健事業費、予算現額 3,473 千円、支出済額が 3,411,760 円、不用額が 61,240 円の決算です。特定健診、特定保健指導及び保健衛生普及事業、疾病予防事業に係る経費として支出しております。なお各会計決算資料の 25 ページに特定健診、特定保健指導の状況について記載をしておりますので、お目通し願います。項1特定健康診査等事業費は、支出額が 2,880,865 円、不用額 3,135 円の決算で、目1特定健康診査等事業費も同額であります。項2保健事業費は、支出額 530,895 円、不用額が 58,105 円の決算です。目1保健衛生普及費は、支出済額が 312,195 円、不用額が 57,805 円の決算です。疾病予防費、目2疾病予防費は、支出済額が 218,700 円、不用額が 300 円の決算です。款9基金積立金は、予算現額 5,577 千円、支出済額も同額でございます。平成 26 年度において、国保財政の安定を目的とし、基金への積増しを行っております。続きまして 144 ページ、145 ページをお開きください。款10諸支出金は、予算現額 47,221 千円、支出済額が 46,698,803 円、不用額が 522,197 円の決算です。項1償還金及び還付加算金は、支出済額が 43 千円、不用額が 522 千円の決算です。目1一般被保険者保険税還付金は、支出済額が 41,200 円、不用額が 458,800 円の決算となっております。目2退職被保険者等保険税還付金は、支出済額が 700 円、不用額が 49,300 円の決算です。目3一般被保険者還付加算金は、支出済額が 1,100 円、

	不用額が8,900円となっております。目4退職被保険者還付加算金は、予算執行がありませんでした。項2繰出金、支出済額が30,836千円で、不用額はありません。目1直営診療施設勘定繰出金は同額です。平成27年3月末日に、国保の調整交付金の交付額の算定に係る省令が改正され、今まで国保被保険者数に基づく算定から、施設を中心とした半径4km以内の区域内人口、及び年間入院日数に基づくものに改正されたため、専決処分を行わせていただき、予算措置させていただきました。その上で支出させていただきました。項3過年度過誤納還付金は、支出済額が15,819,803円で、不用額197円の決算です。目1過年度過誤納還付金も同額で、平成25年度療養給付費負担金、国庫負担金ですけれども、精算に伴う還付金となっております。款11予備費はこの会計の緊急避難の部分として、当初8,654千円を計上しておりましたが、予備費を充用する必要性がありませんので、全額が不用額となっております。以上で、歳出の補足説明とさせていただきます。
議長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。
6番村瀬議員	6番 村瀬さん 145ページお願いします。この中に備考にあります、先ほどの直営診療所勘定の繰出金の算定方法が変わったということです、これは今後もずっとこういう算定に基づいて繰り出していくということでしょうか。
保健福祉課長	安部保健福祉課長 あくまでですね、調整交付金の算定に関する省令が改正されたもので、その省令が改正されない限りは、この算定方式で支出していきます。以上です。
議長	ほか、質疑。
1番安村議員	1番 安村さん 款2の保険給付の関係の、136ページ、137ページのですね、目の1の一般被保険者療養給付費の関係の、不用額についての説明を少し求めたいと思います。不用額が16,674千円某とありますが、説明の中にですね、入院件数あるいは入院日数の減少に伴うものだという説明がございしますが、もう少々詳細についてのご説明をお願いしたいというふうに思います。
保健福祉課長	安部保健福祉課長 療養給付費というのはですね、通常今のところですね、額を見てもわかるとおり、毎月20,000千円程度歳出されております。その面で、20,000千円以上を超える額で支出されてるものですから、それで予算計上させていただいておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、入院給付費の日数及び件数がですね、大幅に減少しているということでございまして、それで執行残となったということでございます。

		療養給付費、高額療養給付費というのはですね、予算を確保しておかなければですね、払えない事態となって、また専決もしくは予備費充当という事態になってますので、少しですね、膨らませてみたすというのが、膨らませてみたすというところちょっと語弊があるんですけど、払えるよう余裕をもって予算をみるというのが慣例となっておりますことで、ご了承いただきたいと思います。
議	長	ほか、質疑はございませんか。よろしいですね。 (ありませんの声あり)
議	長	次に128ページ、事業勘定の歳入について補足の説明を求めます。 安部保健福祉課長
保健福祉課長		続いて、歳入についてご説明申し上げます。128ページ、129ページをお開きください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、予算現額166,566千円、調定額173,821,673円、収入済額167,778,329円、不納欠損額が29,908円、収入未済額が6,013,436円です。目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分は、収入済額が164,632,741円、収入未済額が10件626,020円で、収納率は99.63%となっております。節2滞納繰越分は収入済額が733,616円、不納欠損額となったのは3件で29,908円、収入未済額が23件4,333,920円、収納率は14.39%となっております。不納欠損となった3名のうち1人は平成22年度に生活保護が決定され、残りの2人は平成23年度に生活保護が決定、それぞれ決定されておりますので、地方税法第15条の7第1項第2号の規定に滞納処分の執行停止し、3年間継続したため、同条第4項の規定で納税義務が消滅したものであります。続きまして目2退職被保険者等国民健康保険税、節1現年課税分は、調定額2,346,739円、収入済額が同額で、収納率が100%となっております。節2滞納繰越分は調定額1,118,729円、収入済額が65,233円、収入未済額が1,053,496円で、収納率が5.83%となっております。なお滞納者については、対しては、催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。款2一部負担金は、科目存置であり、収入実績はありません。款3国庫支出金は、調定額、収入済額が同額の160,046,973円となっております。なお項1国庫負担金、目1療養給付費負担金の収入済額127,473,973円のうち、精算により17,982,033円が超過交付となっておりますことから、平成27年度において返還いたしますということで、国民健康保険の特別会計の補正予算に載せさせていただいております。項2国庫補助金、目1財政調整交付金の収入済額32,573千円は、前年度と比較して26,830千円の増加です。これは備考欄、特別調整交付金においてですね、へき地の診療所分の交付額が増加したためですが、直営診療所施設勘定繰出金で説明したとおり、調整交付金の交付額の算定に関する省令が改正され、専決処分を行わせていただいたものでございます。款4療養給付費等交付金、調定額、収入済額、同額

の 6,985 千円となっております。この交付金は、社会保険診療報酬支払基金から退職者の医療に係る医療給付に対して、交付されるものでございます。なお給付実績の精算により、219,116 円が不足となっておりますことから、その分については平成 27 年度において交付されることとなっております。款 5 前期高齢者交付金は調定額、収入済額、同額の 28,775,627 円、前年度比 7,335,818 円の減となっております。この交付金は 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者の医療費について、社会保険等の各保険者間での負担の均衡を図るための交付金であり、当該年度の概算医療費と、前々年度の精算額を加えた額が交付されるものです。前年度と比較して 7,335,818 円減少しておりますが、前々年度、これは平成 24 年度分ということになります。この交付金の精算により、超過交付があったということで、この額が調整されたことが減少の要因となっております。続きまして款 6 道支出金、調定額、収入済額、同額の 48,330,163 円となっております。高額医療共同事業負担金、特定健康診査等負担金、道財政調整交付金等が、道より交付されております。項 1 道負担金、目 1 高額医療費共同事業負担金は、収入済額 3,761,163 円で、前年度比 931,342 円の増となっております。目 2 特定健康診査負担金は収入済額 1,046 千円のうち、実績精算により 203 千円が超過交付となっておりますことから、平成 27 年度において返還を予定しております。項 2 道補助金、収入済額 43,523 千円は、前年度比で 2,657 千円の増となっております。これは備考欄、普通調整交付金において医療費が減少したことにより、5,625 千円減少したこと、続きまして 132、133 ページをお開きください。備考欄の特別調整交付金においてですね、高額療養費に係る高額医療共同事業及び保険財政安定化共同事業において負担します拠出金の額 62,463,640 円と、交付を受けた共同事業交付金 48,289,055 円との差額が増加したこと等により、交付される調整交付金が 10,399 千円増加し、収納率の確保向上対策ということで 1,000 千円、及び定率国庫負担金減少分の療養給付が減少したことに伴い、1,061 千円が減少したことが主な要因となっております。款 7 共同事業交付金は、調定額、収入済額、同額の 48,289,055 円となっております。市町村が拠出金を出し合い、高額な医療費が発生した場合、国保連合会から交付されるものであります。300 千円以上 800 千円未満及び 800 千円以上の高額な医療にに對しまして、交付されるものでございます。前年度決算と比較して、40,671,722 円減収しておりますが、歳出の款 2 保険給付費で説明したとおり、入院件数、日数等の減により、高額な医療費が減少したことに伴い、減少したものと考えられます。続きまして款 8 財産収入は、調定額、収入済額、同額の 14,070 円で、この分については財政調整基金積立金の利子を収入しております。款 9 繰入金、調定額、収入済額、同額の 36,499,479 円となっております。項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保

険基盤安定繰入金の備考欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分として 7,382,115 円を収入し、前年度比 985,680 円、同じく備考欄、保険基盤安定繰入金保険者支援分で、前年度比 410,312 円増加しております。これはですね、所得判定基準の変更により軽減額が増加したため、繰入金が増加したものでございます。また節 2 出産育児一時金等繰入金はですね、3,640 千円は、被保険者の出産育児、出生児数が、平成 25 年分の 6 件から 13 件に増加したため、前年度比 1,960 千円あまりの増加となっております。節 4 その他の一般会計繰入金として、備考欄、事務費対象分、福祉医療無料化波及分、特定健康診査等事業分、財源補てん分の繰入を実施しております。項 2 基金繰入金につきましてはですね、医療費の実績が推計を下回ったことから、繰入実績がございませんでした。款 10 繰越金、調定額、収入済額、同額の 21,481,798 円でございます。前年度からの繰越金でございます。134、135 ページをお開きください。款 11 諸収入につきましては、予算額 641 千円、調定額、収入済額、同額の 699,314 円の決算です。項 2 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入の備考欄、雑入は国保被保険者の資格喪失後の受診等に係る医療費の返納金や、労災適用による医療費の返納金等でございます。以上で、歳入の補足説明を終わらせていただきます。次に 146 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。1 歳入総額、518,899,808 円、歳出総額 507,485,851 円、歳入歳出差引額 11,413,957 円、4 翌年度へ繰越す財源がありませんので、5 の実質収支額が歳入歳出差引額同額の 11,413,957 円となっております。以上で、国民健康保険特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

議長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1 番 安村さん

1 番安村議員

すいません。款 1 の国民健康保険税の関係の、ただ今ご説明あった不納欠損額については、生活保護への移行も含めてということで、理解っていうよりは、納得せざるを得ないっていう結論になるかと思えますけども、収入未済額の関係についてはですね、25 年対比で 200 千円ほど改善はされているものの、これね、基本的には国税に関わらず、健康保険の交付の関係があると思うんですよ。それでそういう対応も含めてですね、今どのような形になってるのか、ちょっと分かる範囲でよろしいですので、ご説明いただきたいというふうに思います。

議長

宮永住民生活課長

住民生活課長

国保税につきましても、先ほど税の方でのお話をさせていただいたところでございますが、ほぼ内容につきましては同じような形での未納者が残っているという現状でございます。で、いずれにしましてもこの滞納者につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ひとつの、税ですので、先ほどの税の滞納処理に基づきまして接触を行い、

十分対応してきている状況ではございますが、結果としましてこのような状況が残っている現状ではあります。ただ国民健康保険税につきましては、税になってますが、当然健康保険証との絡みが出てきます。当然その、これにつきましては審査機関がありまして、その審査にかかるわけではございますが、当然ここでその保険証の交付期間というもの、短くなるという形の審査機関があります。そちらの方でそのような状況に応じた対応をさせていただきまして、その決定内容におきましては、例えばですが3ヶ月だとかそのような形で、例えばですけども認定をしまして、その都度ですね、当然期間が切れれば必ず窓口の方に対応をしに来るということもあります。その中で、いろいろな指導等も含めてですね、対応させていただいてる状況でございます。

議長
1 番安村議員

1 番 安村さん

説明ありがとうございます。的を得た説明していただいて、ありがとうございます。ただあの、心配してるのは、多分短期で保険証出すと思うんですけども、短期で保険証出しても、基本的にはやっぱり税っていうかその分の回収はしなきゃならないと思うんですけども、その点、確かにあの、人の命に関わるものだからっていう、疾病に係るものですので、無保険っていうわけにはいかない部分もあるかもしれないんですけども、その短期の分についての回収、いわゆる俗に言う税で、今表わしていますけども、代金が回収できないのに審査をして、2ヶ月なり3ヶ月の保険証まだ交付するって形になってしまうと、これ冷たい言い方ですけども、どんどん、どんどん膨らむっていうか、いわゆる未収っていうか、未済額が膨らむっていう形にどうしても捉えがちなんですけども、その分のちょっとおさえ方ってのはどう考えているか、ちょっと説明いただきたいんですけど。

議長
住民生活課長

宮永住民生活課長

おさえ方となりますと、先ほどからの関係が出ますが、ほぼまあそういう該当の方っていうのは、共通してるところがありまして、当然その方々については、先ほどから申し上げてますが、とにかく折衝、状況を把握また面談等通しましての、一連の税の滞納処理の対応をしてきているのが状況でございます。で、たまたま先ほどの短期証のことなんですけど、実は短期証には全くですね、保険証、証明証になるんですけども、実際に短期証を交付しないというのもあります。ただこれをしますと、当然健康保険が適応なりませんので、たまたまその健康保険が適応なりませんと、何か起きた時に医療機関に掛かれないというようなことでの課題といいますか、いろんな諸事情もありまして、うちの村といたしましては、一応そのある程度の短期、最低期間のですね、やりとりをしながら交付し、折衝をして、折衝って言いますか、会う機会をですね、作りながら対応しているという現状でございます。

議	長	ほか、質疑ございませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	以上で、国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。
		次に 149 ページから、国民健康保険特別会計診療所施設勘定について、歳入歳出一括をして審議に入ります。
		補足の説明を求めます。
		佐藤診療所事務長
診療所事務長		それでは診療施設勘定の決算について、補足説明を申し上げます。決算書 149、150 ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。款 1 診療収入、予算現額 152,981 千円に対しまして、収入済額 153,835,068 円で、854,068 円の増となっております。なお、平成 26 年度の決算につきましては、昨年 4 月より薬の処方を院外処方に移行したことから、歳入歳出ともに前年度と比較して、大幅な減となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。歳入の前年度比較は、項 1 入院収入で 8,063,322 円の減、項 2 外来収入で 79,250,997 円の減でございます。診療収入の増減は、患者数によって大きく左右するものでありまして、前年度比較は入院につきましては年間延べ人数で 806 人の減となっています。減少の要因としましては、長期の入院患者の減少、急性期の患者さんは短期間で退院すること、また入院しないで自宅で最後を迎えたいという方に対しましては、訪問診療によるお看取りを推進していること、等によるものと考えております。外来収入につきましては、院外処方に移行したことにより投薬料、調剤料等の収入が大きく減少しております。外来の前年度比較は、年間延べ人数で 263 人の増となっております。増加の要因については、昨年度の診療報酬改定により新設されました地域包括診療料を算定する患者数の増、また村外受診者の割合が 25 年度の 19.1%から 26 年度は 20.3%と引き続き増加したこと等によるものと考えております。次に 151、152 ページをお開きください。款 2 使用料及び手数料、予算現額 1,707 千円に対しまして、収入済額 1,828,353 円で、121,353 円の増でございます。前年度比較は 488,106 円の増で、各種診断書料の文書料のうち、介護保険主治医意見書料を款 1 診療収入、項 3 その他の診療収入から科目移動したことが、主な要因でございます。款 3 財産収入、予算現額 570 千円に対しまして、収入済額 570,120 円で、これは医師住宅 2 戸分の貸付収入です。款 4 繰入金、予算現額 134,877 千円に対しまして、収入済額 131,510,985 円です。項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、収入済額 100,674,985 円です。内訳は財源補てん分として 20,278 千円、前年度比較 18,647,466 円の減となっており、これは収支の見合分でございます。公債費分については、80,396,985 円で、前年度より 4,153,832 円の増となっております。153、154 ページをお開きください。項 2 事業勘定繰入金、目 1 事業勘定繰入金は、収

入済額 30,836 千円で、25,527 千円の大幅な増となっております。こちらについては、先ほど国保会計の事業勘定の説明にもありましたが、各診療施設の運営費に関しまして、国から調整交付金が国保会計に交付されまして、国保事業勘定から診療施設勘定に繰入れるものでございます。重複しますが、昨年度末に交付金の算定方法が変更され、本村のようなへき地診療所に、手厚く配分される算定となりました。このため前年度の 4,814 千円に対して大幅な増加となったものでございます。款 5 繰越金、前年度繰越金 100 千円です。款 6 諸収入、予算現額 952 千円に対しまして、収入済額 963,341 円、前年度比較 709,018 円の減でございます。入院患者の減等に伴う自費衛生材料等収入の減少が主な要因です。なお、収入未済額 140 円につきましては、外来患者 1 名分の自費衛生材料等収入の代金が未納となっております。款 7 村債、予算現額 45,100 千円、収入済額と同額でございます。医療の確保ということで、医療業務委託料につきまして、平成 22 年度から過疎対策事業債のソフト分で対象となっており、26 年度についても財源として借入れしたものでございます。以上で、歳入の補足説明を終わらせていただきます。次に、歳出についてご説明申し上げます。決算書の 155、156 ページをお開きください。款 1 総務費、予算現額 227,060 千円に対しまして、収入済額 225,691,938 円で、不用額が 1,368,062 円、前年度比較は 5,353,356 円の減でございます。目 1 一般管理費、備考欄(1)診療施設維持管理経費は、支出額 15,698,187 円で、こちらは施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕費、保険料、保守点検、清掃委託料等、施設管理に係る経費でございます。前年度比較で 461,506 円の増となっております。なお備品購入費につきましては、ウインドウズ X P のサポート期限切れに対応するため、電子カルテ用のパソコン機器を一部更新して購入した分、及び消火器 9 本の更新となっております。(2)村有建物維持管理経費は支出額 43,300 円で、医師住宅 2 戸分の維持管理経費です。(3)総務管理経費は、支出額 93,047,293 円で、職員 11 名分の人件費でございます。職員の給与改定及び人事移動等により、前年度比較 4,674,283 円の増となっています。(4)総務一般事務経費は、支出額 110,734,794 円です。看護補助員の賃金、事務消耗品、医療事故賠償保険料、クリーニング料、医療業務委託料、電子カルテレセプトコンピューターのシステム使用料、各種協議会等負担金でございます。前年度比較 3,879,681 円の減で、主な要因は、医師 1 名の休職による医療業務委託料の減によるものでございます。(5)準職員賃金等は、支出額 6,064,256 円です。157、158 ページをお開きください。前年度比較 5,965,834 円の減であり、院外処方への移行に伴い、準職員を 2 名から 1 名に削減したことによる減でございます。目 2 車両管理費は、公用車の維持管理に係る経費です。款 2 医業費、予算現額 28,723 千円に対しまして、支出済額 27,718,066

円で、不用額は1,004,934円、前年度比較75,733,507円の減でございます。目1医療用消耗機材費、支出済額4,387,022円で、これは医療に係る器具、衛生材料等の消耗機材を購入するものです。院外処方への移行に伴い、医薬品処方時に使用する薬袋等の消耗品の利用が減少、また入院患者用酸素の使用料の減少等によりまして、前年度比較2,884,236円の減となっています。目2医薬品衛生材料費、支出額11,723,718円で、前年度比較71,351,574円の減、前年度の約7分の1となっています。先ほどから申し上げてますが、院外処方への移行によりまして、外来患者用の薬の購入がなくなり、休日時間外患者と入院患者用の薬品、外来処置用の注射薬及び予防接種ワクチン等の購入分となっています。目3医療委託費、備考欄(1)検査等委託事業経費は、支出額6,391,045円です。医療用備品の修繕費、X線装置等保守点検、臨床検査料、医療用廃棄物処理等の経費でございます。主に備品修繕費と臨床検査等委託料の実績によりまして、前年度より減となっています。(2)医療機器借上経費は、支出額1,495,584円です。在宅酸素供給装置、在宅持続陽圧呼吸療法治療器等の借上によるものでございます。目4寝具費、支出額502,503円です。入院患者の寝具等の借上料です。目5医療用機械器具費、支出額224,100円につきましては、医療用備品の購入ということで、点滴用のシリンジポンプと入院患者用のベッドサイドマットセンターを各1台購入しております。項2給食費、支出額2,994,094円です。入院患者の給食に係る経費で、患者数の減少に伴い前年度比較1,222,594円の減となっています。款3公債費につきまして、159,160ページをお開きください。項1公債費、予算現額80,404千円に対しまして、支出済額80,396,985円です。前年度比較4,153,832円の増となっています。診療所移転改築時からの起債償還分で、施設建設分、医療用備品の購入、医療業務委託料に係る償還元金及び利子でございます。款4予備費の執行はありませんので、そのまま不用額となっています。以上で、歳出の補足説明を終わらせていただきます。続いて161ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額333,907,867円、歳出総額333,806,989円、歳入歳出差引額100,878円、実質収支額、同じく100,878円とするものでございます。以上で、診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

議長

診療施設勘定の歳入歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員

歳入のですね、152ページになりますけれど、款4の繰入金が130,000千円、それで前年対比で見ましても11,000千円増となっております。公債費分を含めてもですね、6,880千円程度の繰入金が増額になっているという状況で、大変ご苦労されている会計だと思うんですが、ここはそう

議 長
診療所事務長

いう状況を踏まえての、ちょっと質問させていただきますけれど、実は4月から院外薬局に、これはあの当然、事務省力化いろいろ専門的なことも含めて、院外薬局に変わりました。そのことによって、外来患者数が増えたとしても、当然その分の収益が下がる。逆に歳出の方では、薬剤費が下がる、相殺、単純に相殺はできないんですけれど、ざっくりでもここですと、なんぼですか、7,000千円から8,000千円くらい差があると、っていうことで、俗に言うですね、薬価差益っていうんですか、昔からだんだん目減りは少なくなってるんですけど、そういう薬価差益の部分でいくら位減少したかっていうことがわかれば、お答え願います。

佐藤診療所事務長

はい、院外処方につきましては、外来患者さんが年々増加してきた中、在庫購入費の増加によります負担リスクの回避、医療法によります薬剤師設置義務の部分といった課題の解消等ありまして、また患者さんにとっても診療所における待ち時間の短縮、あるいは薬局薬剤師による十分な服薬指導といったメリットがあるということで、平成23年度から検討を始めまして、昨年4月に移行というようなことになった経過がございます。で、薬価差益ということでございますが、平成26年度の当初予算を組むにあたりまして、平成24年11月から25年10月の1年間の薬剤購入に係る診療報酬分ですね、と実際支出する薬剤購入の部分の実績を比較しておりまして、それについては結果としては4.11%ということでございます。で、そのことからですね、今回の収入の減に対しまして支出の減がありまして、それについては71,000千円の減ということになりましたけれども、4%相当であれば約3,000千円程度というふうに見込んでおります。以上です。

議 長

よろしいですか。ほか、ありませんか。

(ありませんの声あり)

おはかりをいたします。

議事の都合により9月11日から9月15日までの5日間、休会をいたしたいと思います。

これにご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。したがって9月11日から9月15日までの5日間、休会にすることに決定をいたしました。

おはかりをいたします。

本日の会議はこれまでとし、9月16日午前10時から再開をしたいと思います。

これにご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって9月 16 日午前 10 時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれをもって延会をいたします。 (18 時 22 分)